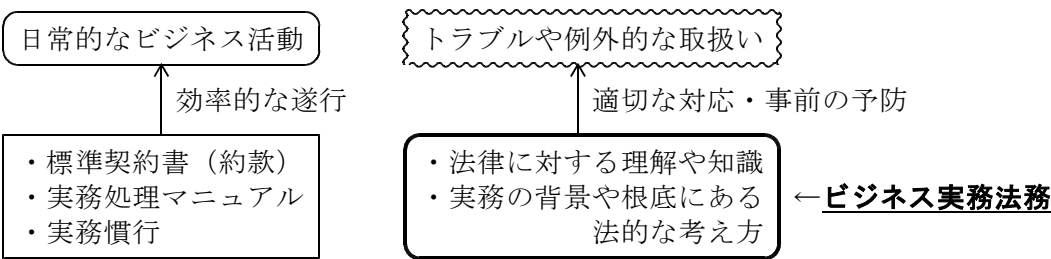


第1章 ビジネス実務の法体系

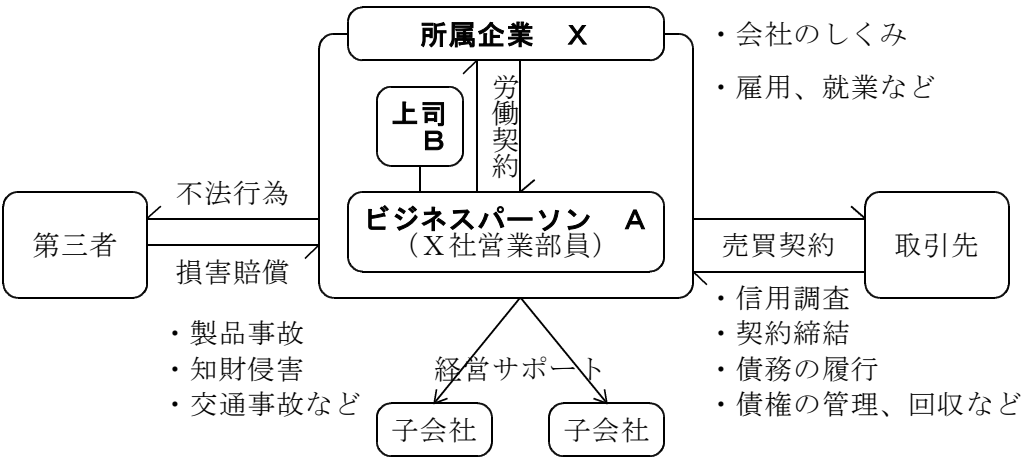
◆はじめに～ビジネス実務法務とは



第1節 ビジネスを取り巻くリスクと法律のかかわり

I ビジネスと法律のかかわり

●ビジネスパーソンと法律の関わり

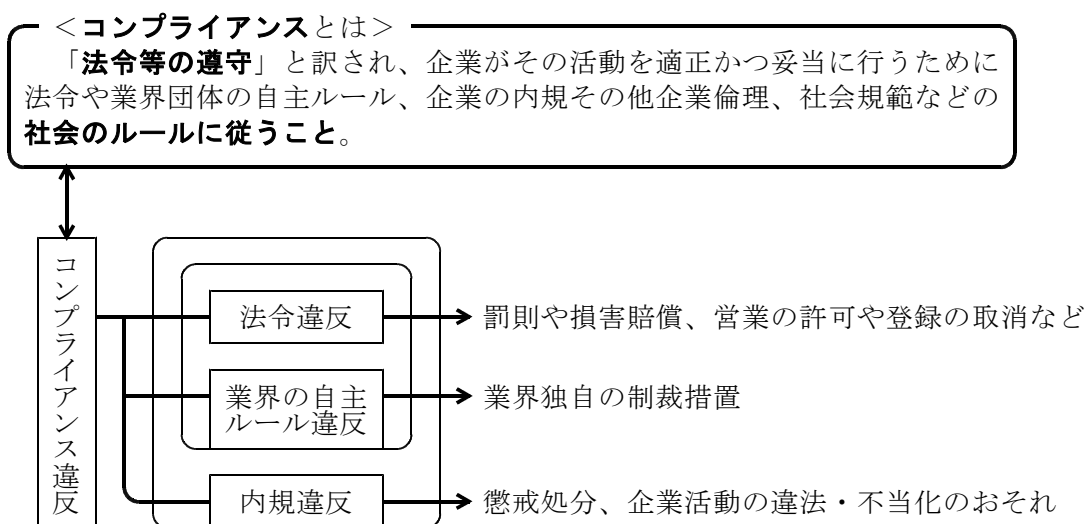


Aの処理すべき法律問題 (3級レベル)	ビジネス実務法務の分野	Bの処理すべき法律問題 (2級レベル)
・取引を行う際の立場	2.(取引主体) 6.企業と会社	・会社、法人の設立運営
・契約の成立と債権債務 ・手形・小切手等の取扱 ・事故の法的リスクと対応 ・契約書の作成	2.企業取引の法務	・契約の種類別処理 ・不測の事故発生の対処 ・文書の作成・管理・廃棄
・信用調査と債権回収 ・倒産時の債権回収	5.債権の管理と回収	・債権管理の法的手続き
・会社財産に関する知識	3.企業財産の管理と法律	・財産管理と資金調達
・価格取決や消費財販売 ・ビジネスパーソンの犯罪	4.企業活動に関する法規制	・独禁法や消費者法対応 ・経済犯罪の刑事制裁
・従業員の立場の理解	7.法人と従業員の関係	・雇用契約と従業員保護
・個人顧客の身分関係	8.ビジネスに関連する家族法	

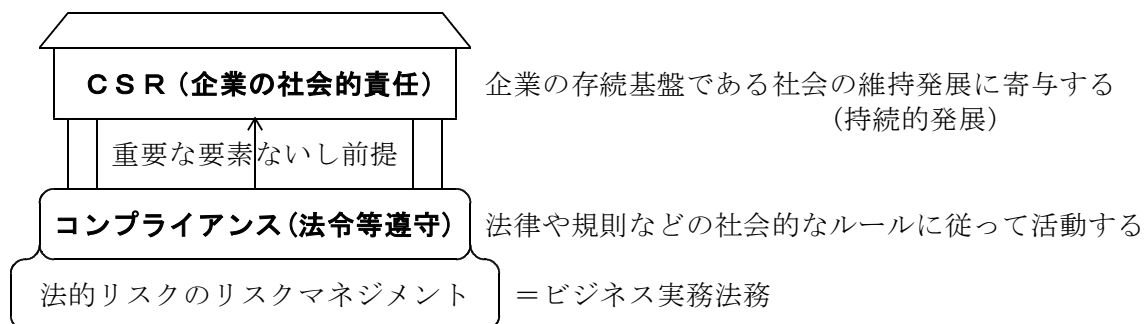
● 今後のビジネス環境の変化に対する法律の影響

- ① 経済の高度化 → 新しい権利（知的財産権、環境権など）の比重の増加
- ② 経済の国際化・自由化 → 外国のビジネスパーソンにも理解・納得できるルール
（行政指導の透明化、基準の明記、競争ルールの厳格化）
- ③ 社会における権利意識の高まり → 企業に対する責任追及の厳格化
（賠償請求、株主代表訴訟など）
- ④ 消費者保護の徹底 → 消費者保護のための法律的整備の進展
（消費者基本法、特定商取引法、金融商品取引法など）
- ⑤ 情報化社会の進展 → 個人情報保護、情報の不正入手の回避、プライバシー保護など
- ⑥ ITの発達 → 電子商取引、電子文書、電子契約などについての法整備
- ⑦ 不祥事の内部通報 → 公益通報者の保護、企業のコンプライアンス推進など
- ⑧ コンプライアンスの重視 → 反社会的勢力と一切の関係をもたない（暴対法など）
具体的な問題が生じたとき→警察等との連携
- ⑨ 持続可能な開発目標（SDGs）を目指した施策の推進

II ビジネス実務法務とコンプライアンス

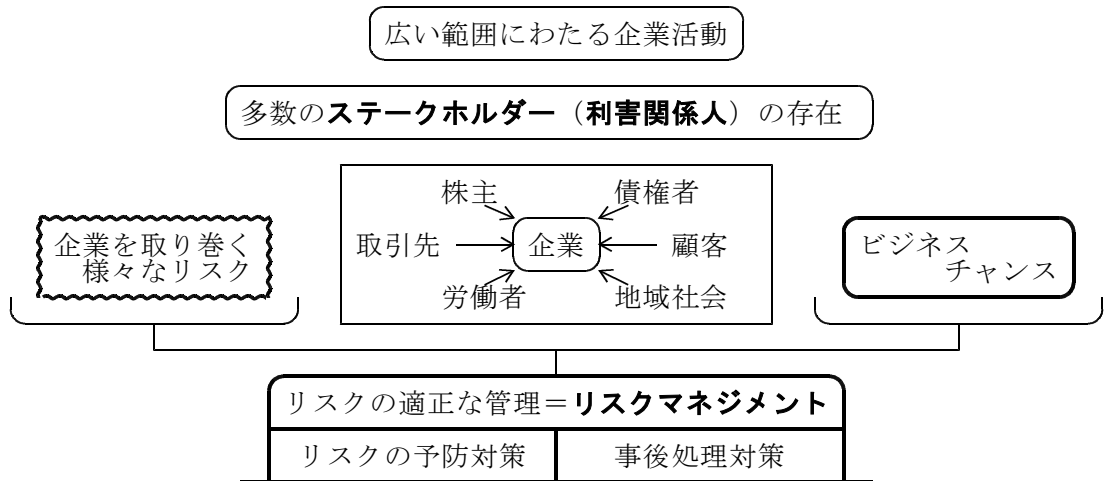


● CSRとコンプライアンス

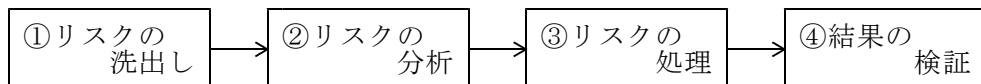


Ⅲ ビジネスとリスク

●企業を取り巻くリスクとリスクマネジメント

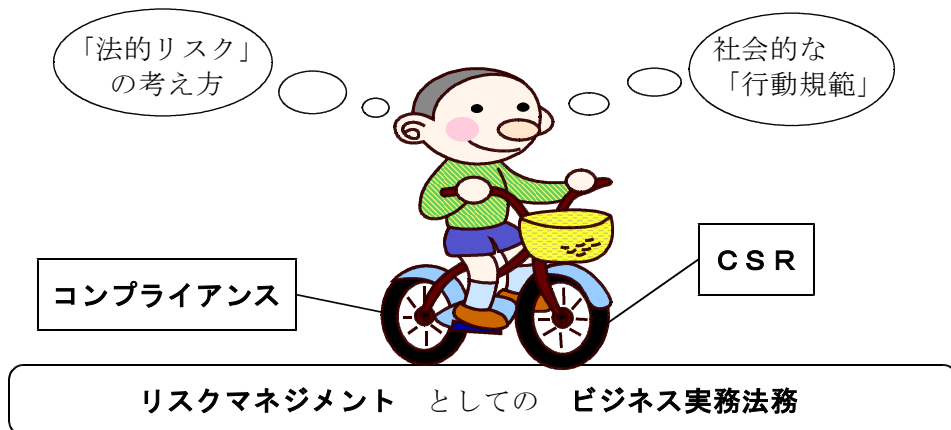


●リスクマネジメントのプロセス



●企業活動における様々な法務リスク

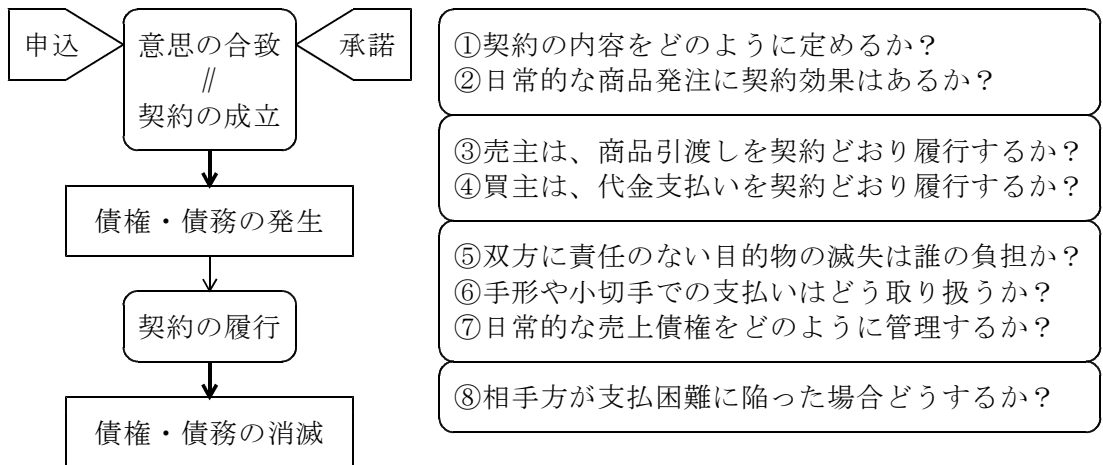
①企業取引にまつわる法務リスク	契約に関するリスク、取引先倒産リスクなど
②労務管理にまつわるリスク	セクハラ、パワハラ、内部告発、労働災害など
③企業経営と株主対応にまつわるリスク	株主代表訴訟、財務関連書類虚偽記載リスクなど
④知的財産にまつわるリスク	知的財産権の取得と侵害防止、知財紛争など
⑤情報管理にまつわるリスク	個人情報保護、企業機密の漏洩など



第2節 企業活動の根底になる法理念

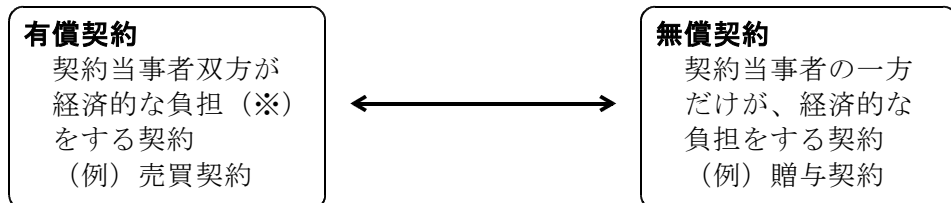
I ビジネス実務法務における契約の重要性

1 契約（取引）に関する法律問題



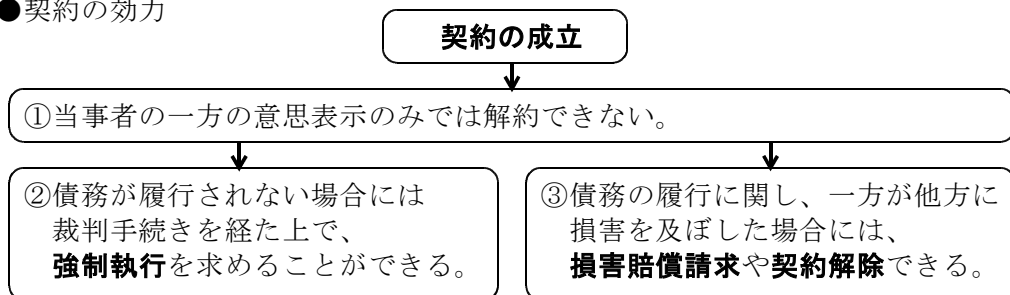
2 法律的に見た契約（取引）

●有償契約と無償契約

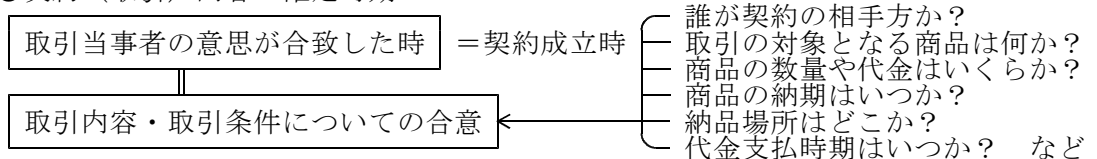


※両当事者の経済的負担は、どちらにも偏りのない関係（対価関係）にあるのが通常である。

●契約の効力

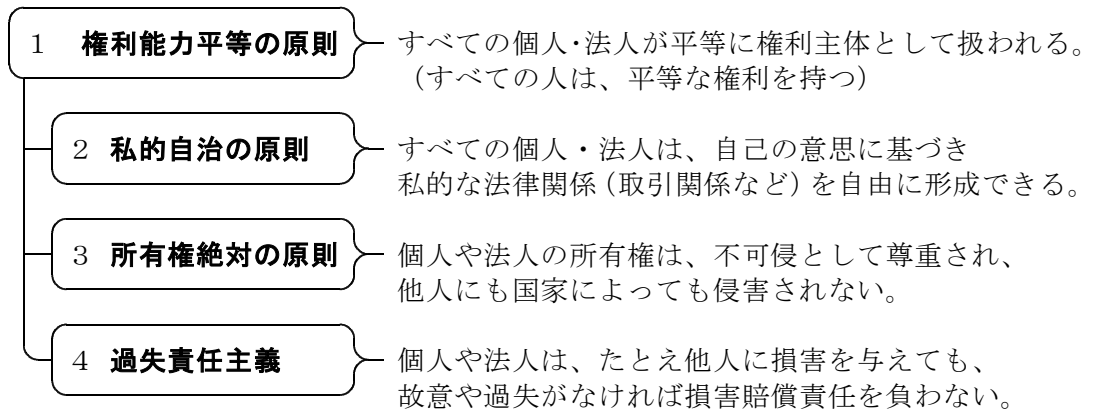


●契約（取引）内容の確定時期



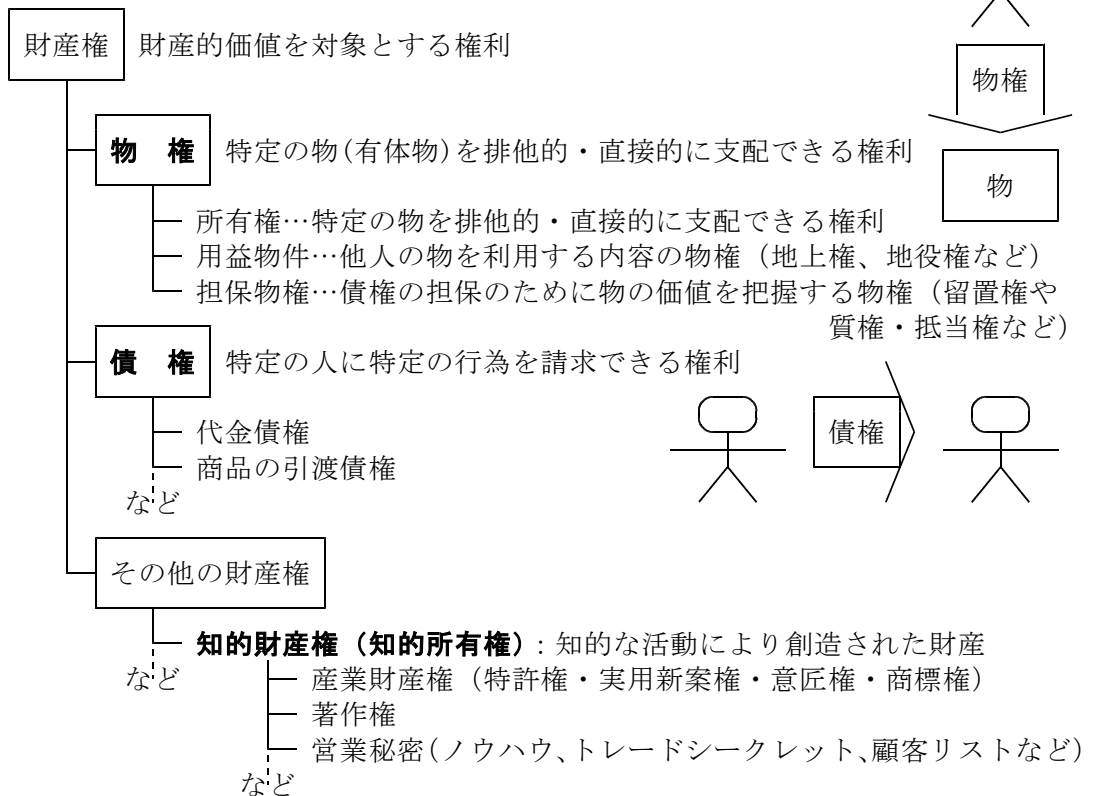
II ビジネス実務と私法の基本原理

●私法における民法の基本原理



III 財産権の多様化

●財産権の種類と例



第3節 法律の基礎知識

1 法律の体系

<法律とは>

日常生活の行動指針や判断基準（**社会規範**）のうち、その内容が組織的な社会権力（**国家権力**）によって**強制的に実現されるもの**



社会規範（社会の秩序を保つためのルール）

道德 習俗 宗教 など

広い意味での法律（権力によって強制される）

慣習法 判例法

不文法…文章の形に表されていない

成文法（狭い意味の法律）…文章の形に表されている

国会で制定された法律（再狭義の法律）

↓ 下位法

政令…内閣が制定
省令…各省が制定
条例…地方公共団体が制定
規則…国会、最高裁判所が制定

法律の規定を実施するための細目を定める

通達 各省や各行政委員会などが制定（法令解釈や運用指針など）

2 法律の分類方法

（1）法律の形式による分類

●成文法と不文法

成文法

文章の形に
表されている

不文法

文章の形に
表されていない

●一般法と特別法

一般法（適用範囲が限定されない）

特別法（適用領域が限定される）

●強行法規と任意法規（強行規定と任意規定）

強行法規

当事者の意思に関わりなく適用が強制

反することはできない。

契 約

反してもかまわない。

任意法規

当事者が別の定めをすれば適用されない
（契約に定めがない場合に従う規定）

取締規定

経済政策や行政目的に
基づき、国民の行為を制限・禁止する規定。

取締規定に違反する契約等でも、当然に私法上の効力は否定されない。

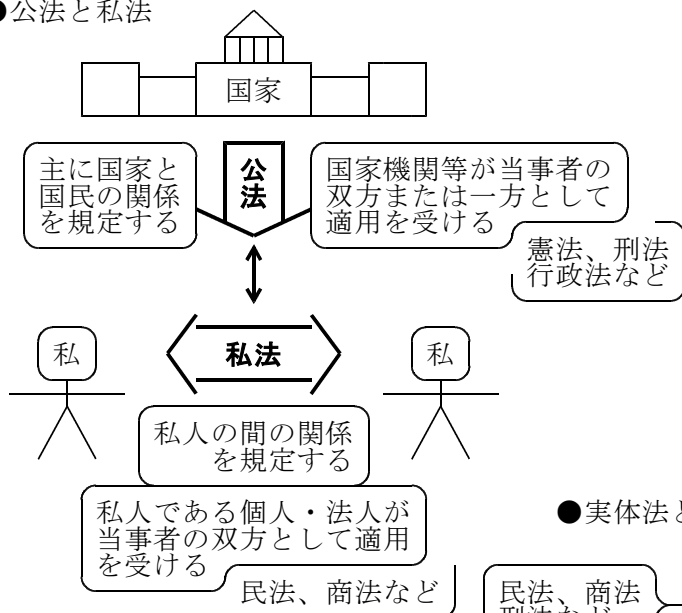
法律の成立…国会での可決 ← 衆議院および参議院での可決

法律の公布…国民への公布（天皇の国事行為）→官報への掲載

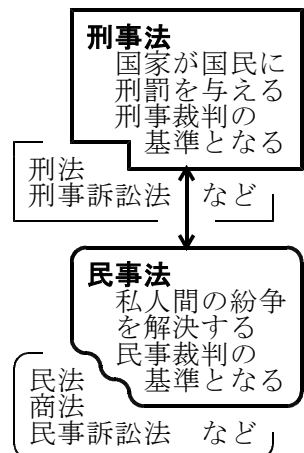
法律の施行…法律の運用 ←（法律不遡及の原則）

(2) 法律の内容による分類方法

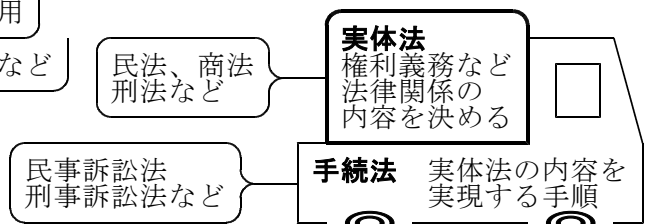
●公法と私法



●民事法と刑事法

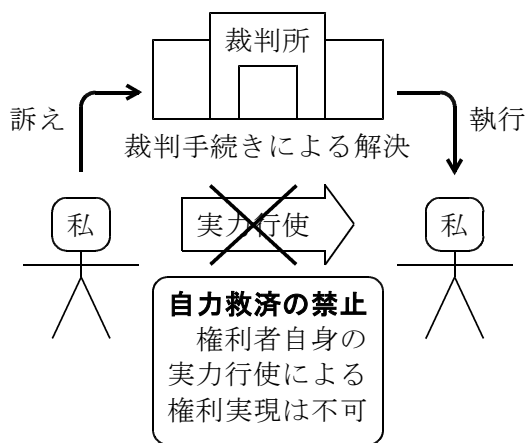


●実体法と手続法

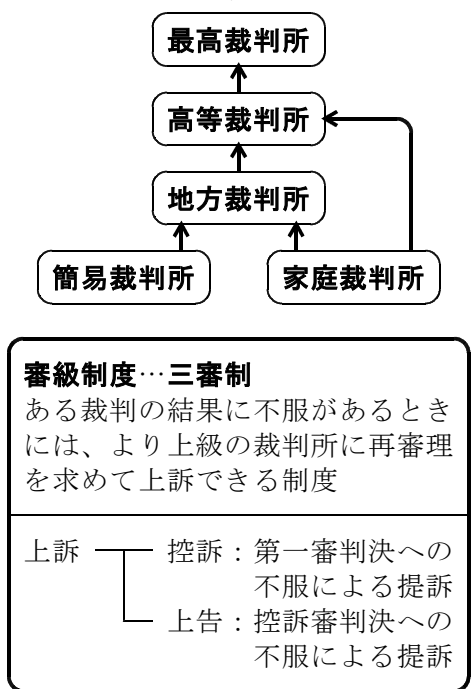


3 権利の実現方法

●裁判による権利の実現



●裁判所の種類と審級制度



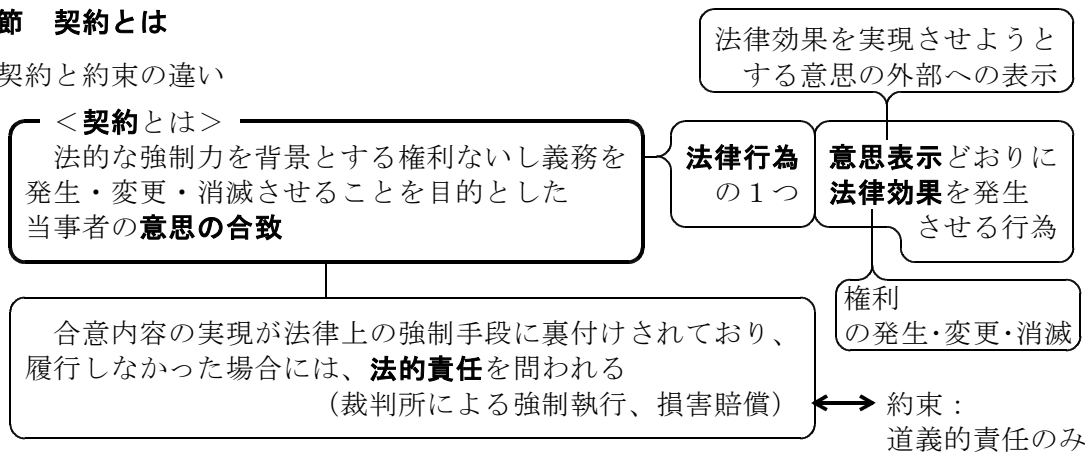
●訴訟の種類

- 民事訴訟**…私人間の紛争解決が目的
- 刑事訴訟**…犯罪を犯した者に国家が刑罰を科すかどうかを決める目的
- 行政訴訟**…行政権の行使その他の公法上の権利関係の紛争解決が目的

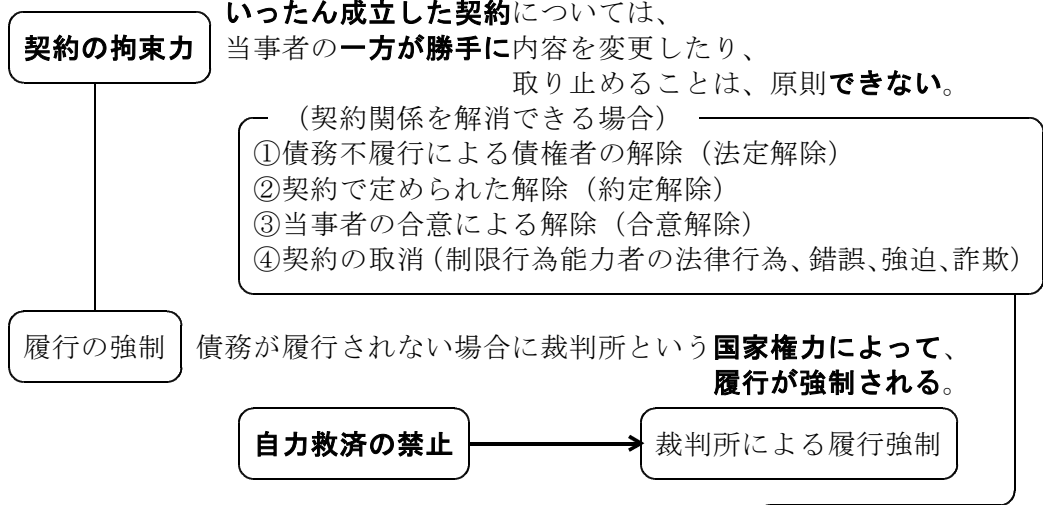
第2章 企業取引の法務

第1節 契約とは

1 契約と約束の違い



● 契約の拘束力

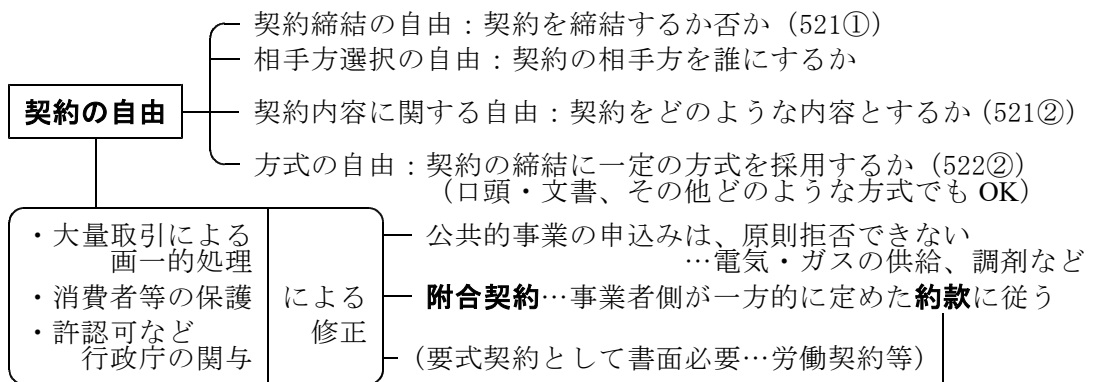


	無 効	取 消	解 除
契約の成立	外形上は契約があつたが	一応有効に契約が成立しているが	契約が成立した後に
	契約成立の有効要件が満たされてないので		
主 張	誰の意思表示がなくても、当然に	取消権を有する者の意思表示で	解除権を有する者の意思表示で
効 力	契約は、最初から効力を生じない。	契約を最初からなかったことにする。 (意思表示がなければ契約は有効)	

契約の拘束力は生じない

原状回復義務

2 契約自由の原則とその修正



定型約款（548 の 2 ①）：不特定多数の相手方との画一的な取引（定型取引）の契約内容となる条項の総体で、定型取引への合意は定型約款の個別条項への合意とみなす。

3 契約の種類と分類

（1）契約の種類

典型契約（有名契約）	民法が典型的な契約として定める 13 種類の契約
移転型の契約	贈与（549）、売買（555）、交換（586①）
貸借型の契約	消費貸借（587）、使用貸借（593）、賃貸借（601）
労務型の契約	雇用（623）、請負（632）、委任（643）、寄託（657）
その他の契約	組合（667）、終身定期金（689）、和解（695）
非典型契約（無名契約）	典型契約以外の契約

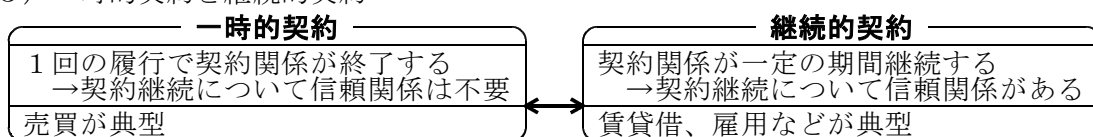
（2）契約の分類

双務契約 双方が対価的債務を負担 →同時履行の抗弁権、危険負担、解除の問題が発生する 売買、交換、賃貸借、雇用、請負、有償の委任、有償の寄託、組合、和解	片務契約 一方のみが対価的債務を負担 贈与、消費貸借、使用貸借、無償の委任、無償の寄託
有償契約 双方が対価的な財産的価値を支出 →売買の規定が準用される（売主の担保責任など） 売買、交換、利息付消費貸借、賃貸借、雇用、請負、有償の委任、有償の寄託、組合、和解	無償契約 一方のみが対価的な財産的価値を支出 贈与、無利息の消費貸借、使用貸借、無償の委任、無償の寄託
諾成契約 合意のみで成立 右記以外の典型契約	要物契約 合意のほかに、物の引渡しが必要 消費貸借（書面以外）、使用貸借、寄託

贈与契約 (549)	当事者の一方がある財産を無償で相手方を与える意思表示し、相手方が受諾をすることによって成立する契約	片務	無償	諾成
売買契約 (555)	当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約することによって成立する契約	双務	有償	諾成
交換契約 (586 ①)	当事者が互いに金銭の所有権以外の財産権を移転することを約することによって成立する契約	双務	有償	諾成
消費貸借契約 (587)	当事者の一方が種類・品質・数量の同じ物をもって返還することを約して相手方から金銭その他の物を受け取る ことによって成立する契約	片務	有償 無償	要物
書面による 消費貸借 (587の2)	当事者の一方が金銭その他の物を引き渡すことを約し、 相手方がその受け取った物と種類、品質及び数量の同じ物をも って返還をすることを約することによって成立する契約			諾成
使用貸借契約 (593)	当事者の一方がある物を引き渡すことを約し、 相手方がその受け取った物について無償で使用および収益 をして契約が終了したときに返還をすることを約すること によって成立する契約	片務	無償	諾成
賃貸借契約 (601)	当事者の一方がある物の使用および収益を相手方にさせる ことを約し、相手方がこれに対してその賃料を支払うこと および引渡しを受けた物を契約が終了したときに返還する ことを約することによって成立する契約	双務	有償	諾成
雇用契約 (623)	当事者の一方が相手方に対して労働に従事することを約し、 相手方がこれに対してその報酬を与えることを約すること によって成立する契約	双務	有償	諾成
請負契約 (632)	当事者の一方(請負人)がある仕事を完成させることを約し、 相手方(注文者)がその仕事の結果に対してその報酬を与え ることを約することによって成立する契約	双務	有償	諾成
委任契約 ※ (643)	当事者の一方(委任者)が法律行為をすることを相手方に 委任し、相手方(受任者)がこれを承諾することによって 成立する契約	双務 片務	有償 無償	諾成
寄託契約 ※ (657)	当事者の一方(寄託者)が、物を保管することを相手方に 委託し、相手方(受寄者)がこれを承諾することによって 成立する契約	双務 片務	有償 無償	諾成
組合契約 (667)	各当事者が出資をして共同の事業を営むことを約すること によって成立する契約	双務	有償	諾成
終身定期金契約 (689)	当事者の一方が、自己、相手方又は第三者の死亡に至るまで、 定期に金銭その他の物を相手方又は第三者に給付すること を約することによって成立する契約	双務 片務	有償 無償	諾成
和解契約 (695)	当事者が互いに譲歩をしてその間に存する争いをやめる ことを約することによって成立する契約	双務	有償	諾成

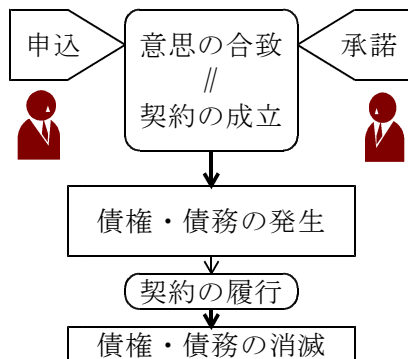
※委任契約・寄託契約は、特約なければ片務無償契約となる。

(3) 一時的契約と継続的契約



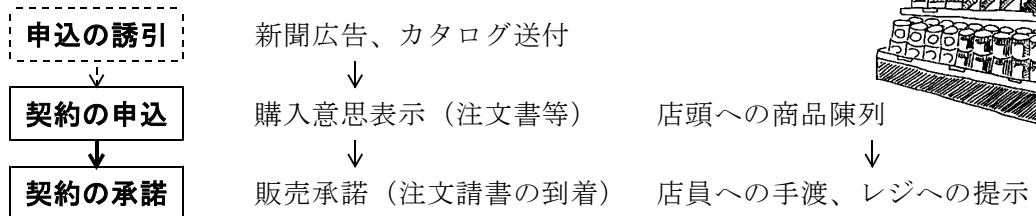
第2節 契約の成立

I 売買契約の成立

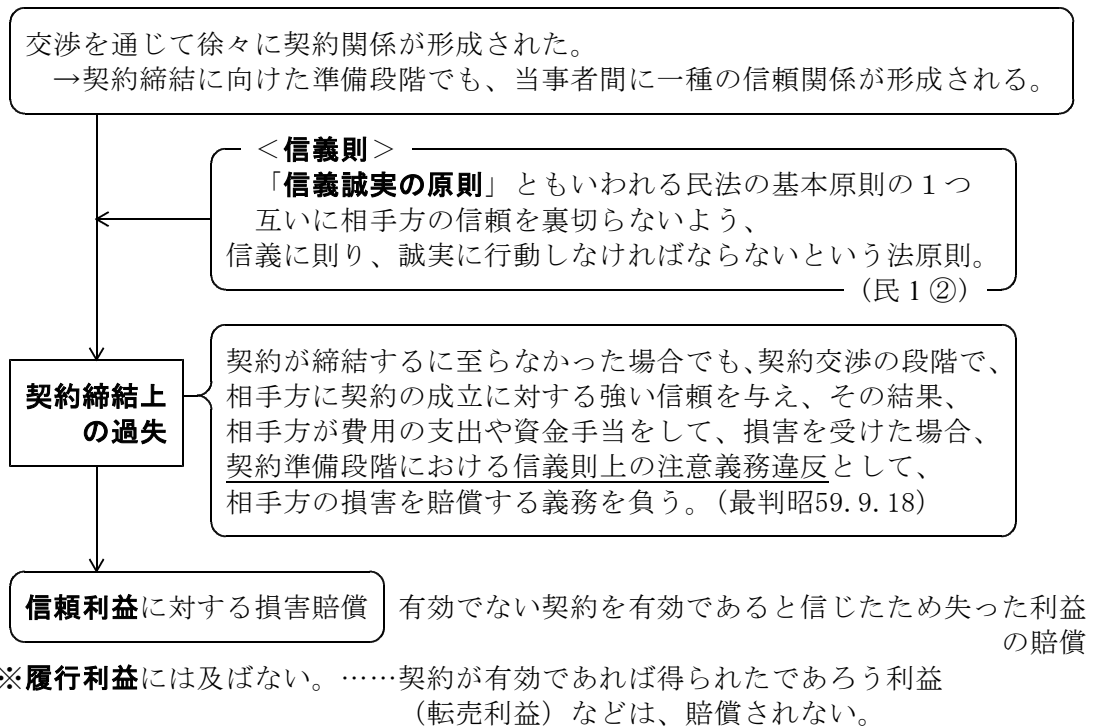


- 1) 契約成立に至る過程
 - 2) 契約準備段階の信義則
 - 3) 契約の成立要件
 - 4) 契約の成立と契約書
 - 5) 売買目的物と売買代金
 - 6) 意思表示の合致
- 当事者
目的(物)
合意

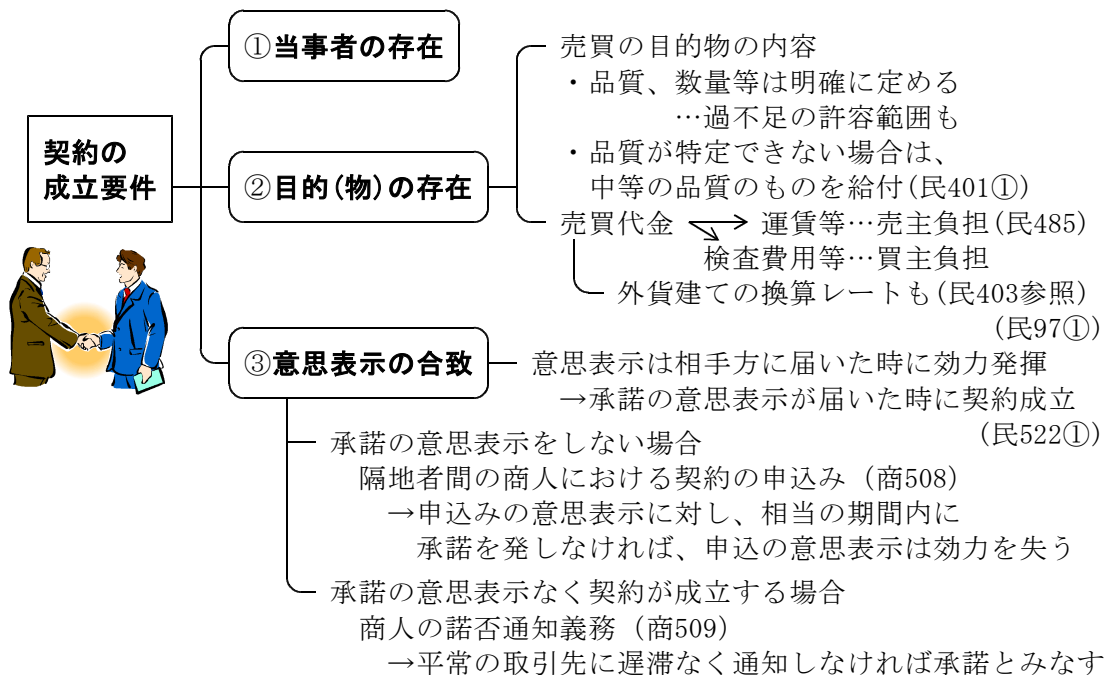
1 契約成立に至る過程



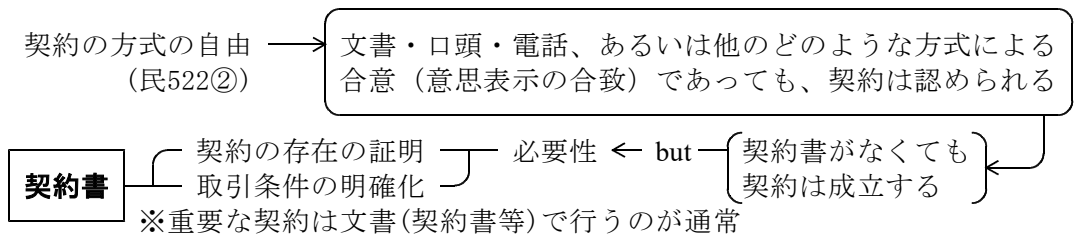
2 契約準備段階の信義則



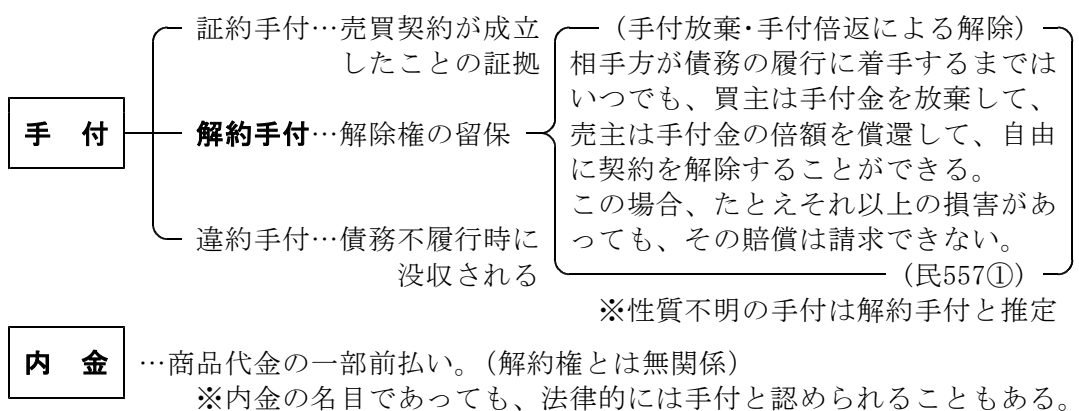
3～6 契約の成立要件



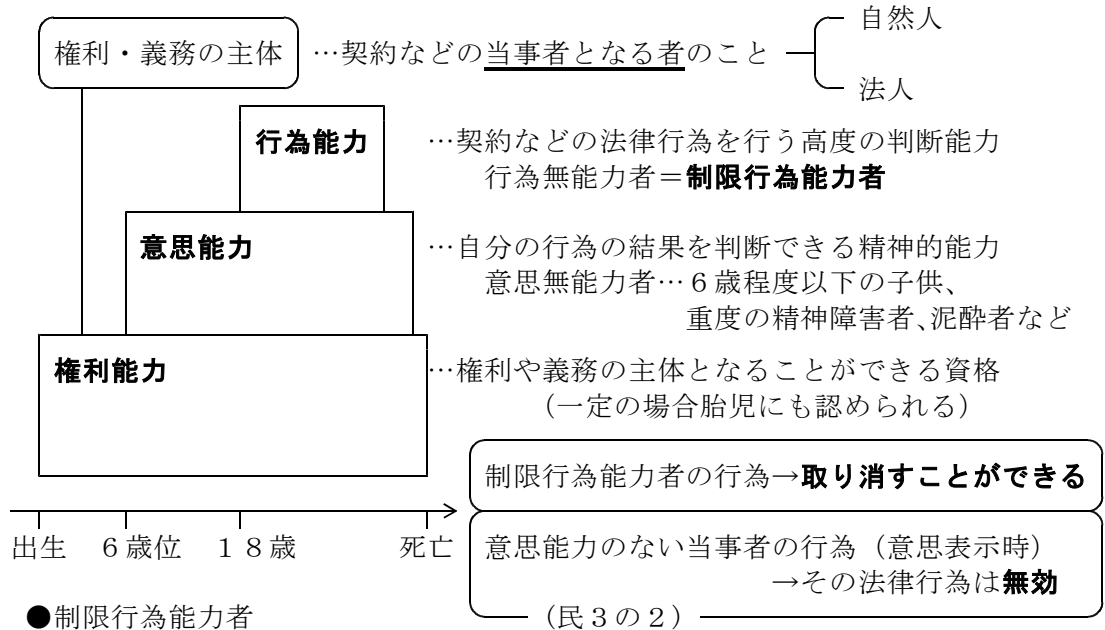
●契約の成立と契約書の作成



●手付・内金の性質



II 権利・義務の主体



	未成年者	成年被後見人	被保佐人	被補助人
該当者	婚姻していない <u>満18歳未満の者</u> (民 4) 一方的に有利 処分許可財産 営業の許可が ある場合など	精神上の障害に よって事理弁識 能力を <u>欠く</u> 常況 にある者で、 家庭裁判所の 審判を受けた者 (民 7)	精神上の障害に よって事理弁識 能力が <u>著しく不</u> <u>十分な者</u> で、 家庭裁判所の 審判を受けた者 (民11)	精神上の障害に よって事理弁識 能力が <u>不十分</u> な 者で、 家庭裁判所の 審判を受けた者 ↑ (民15) 本人の同意必要
行為能力	<u>特定の行為のみ</u> 単独でできる (民 5、6)	日常生活に關する 行為を除いて 単独でできない (民 9)	一定の重要な 行為については 単独でできない (民13)	特定の行為に ついては 単独でできない (民17)
保護者	親権者 (民818) 未成年後見人 (民839-1、840)	成年後見人 (民8)	保佐人 (民12)	補助人 (民16)
	成年後見登記による公示 (後見登記法)			

※単独でできない行為は、保護者の同意が必要 (民 5、13、17)。

なお、成年後見人には同意権なし。(同意すべき意思の存在が疑わしいから)

※行為能力があるように偽った制限能力者の行為は保護されない (民21)。

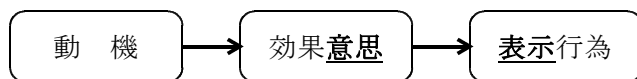
※取引の相手側から催告権、制限能力者側からの追認

→ 確答なき場合は追認したとみなす (民20)。

Ⅲ 意思表示

意思表示が問題となる場面

- ・表示した意思に対する真意を欠いた意思表示（意思の不存在）でないこと
- ・自由な判断がゆがめられた意思表示（瑕疵ある意思表示）でないこと



1 意思の不存在（意思の欠缺：けんけつ）

心裡留保 (民93)	真の意思ではないことを自ら知りながらあえて表示をした	有効 ※相手方が真意を知ってれば無効
虚偽表示 (民94)	相手方と申し合わせて、真意と異なる表示をつくり出した	通謀した当事者どうしでは無効 ※善意の第三者には無効主張不可
錯誤 (民95) (勘違い)	思い違いによる表示	法律行為の目的および取引上の社会通念に照らして重要なら取消できる ※表意者の重過失なら取消不可 ※※相手方の故意・重過失または双方が同一の錯誤の場合は、取消できる ※錯誤による取消は、善意無過失の第三者には対抗できない
	表示に対応する意思の欠如（表示の錯誤） 基礎事項の認識が真実と異なり（動機の錯誤）、かつその事情が表示されている	

2 瑕疵ある意思表示 (民96)

	表意者は、その意思表示を		事情を知らない第三者に
強迫 による意思表示 (害意の恐怖から)	取消可能		取消を主張できる
詐欺 による意思表示 (他人にだまされて)	相手方による詐欺	取消可能	取消を主張できない 善意の第三者への主張
	第三者による詐欺	取消できない	

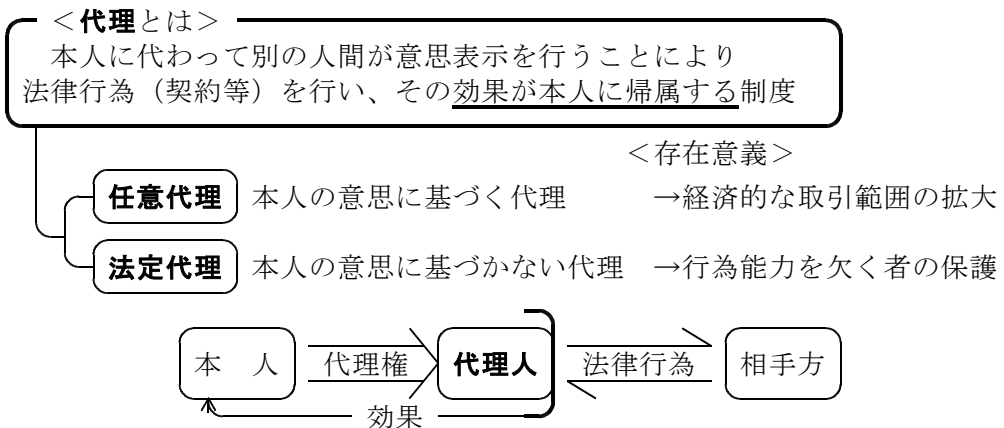
法律上の善意・悪意

善意…ある事実について知らないこと（事情も知らずに…）

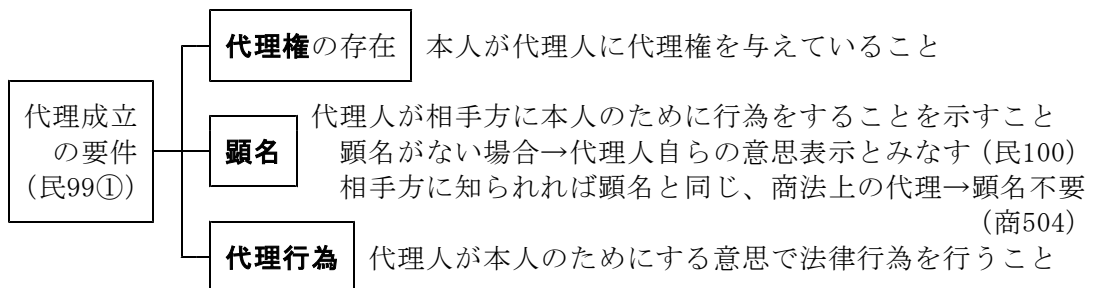
悪意…ある事実について知っていること（事情を知っているのにわざと…）

第三者…契約など法律関係の当事者以外の者

IV 代理制度



●代理が成立するための要件



●委任状の交付と代理権

一般に、代理権を授与するときは委任状が交付される。書面の交付がなくても代理権は授与できるが、代理権の有無とその範囲の明確化のため書面交付すべき。

委 任 状

私は、〇〇〇〇に対し、下記事項を委任し、その代理権を付与する。

記

1 東京都千代田区永田町1丁目7番
（1）地番 1番
（2）地目 宅地
（3）地積 〇〇〇. 〇〇㎡
の土地を売却する件

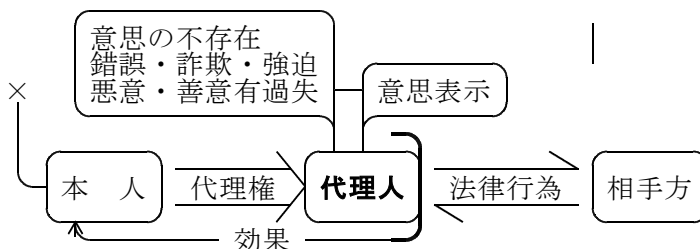
2 上記に付帯する一切の件

平成〇〇年〇月〇〇日

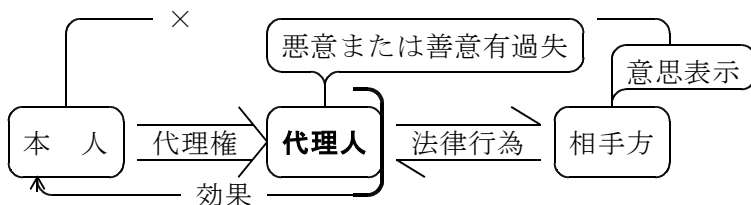
委任者 新宿区西新宿2丁目8番
〇〇 〇〇 (印)

●代理行為の瑕疵（民101）

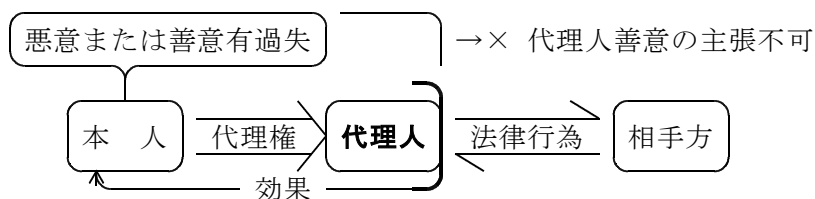
①代理人としての意思表示の効力は、代理人についての事実で判断する



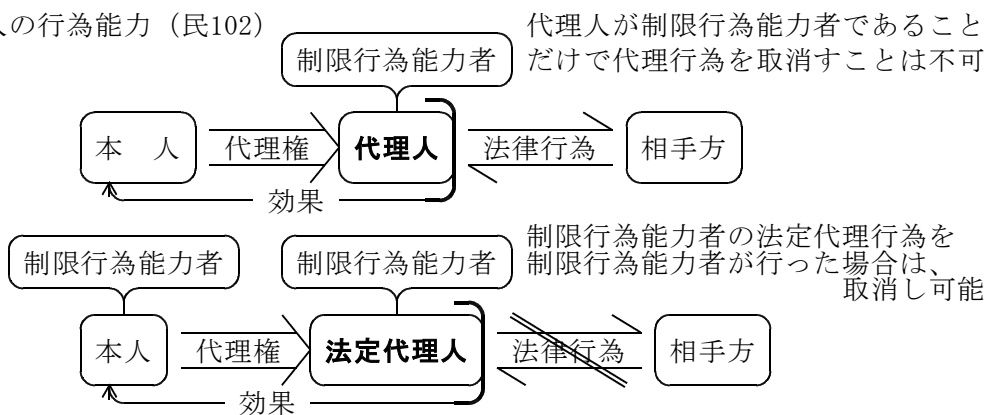
②相手方の意思表示についての善意等は、代理人について判断する



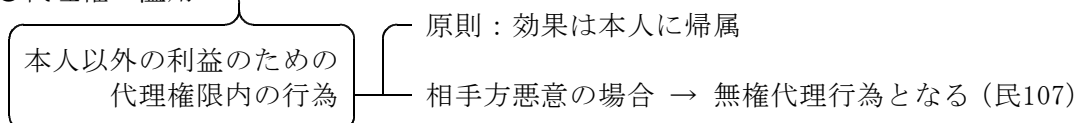
③本人が悪意または善意有過失なら、代理人の善意は主張できない



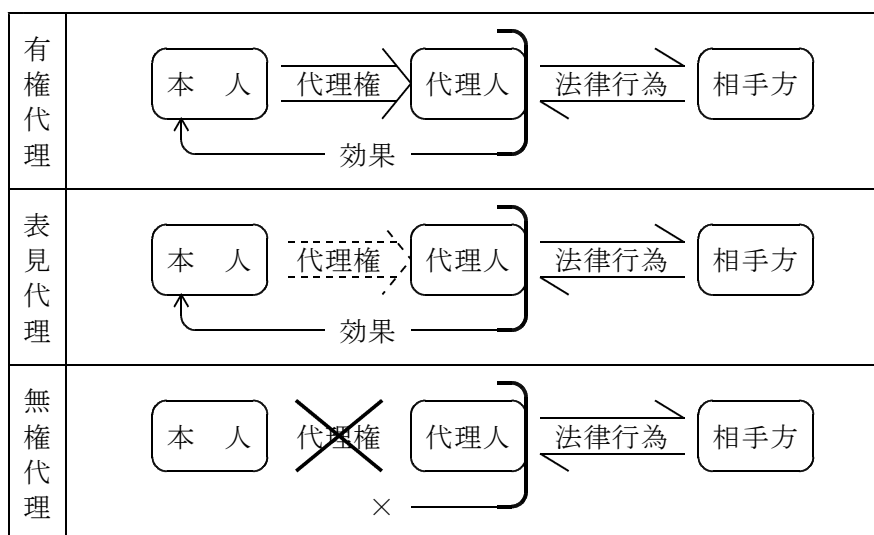
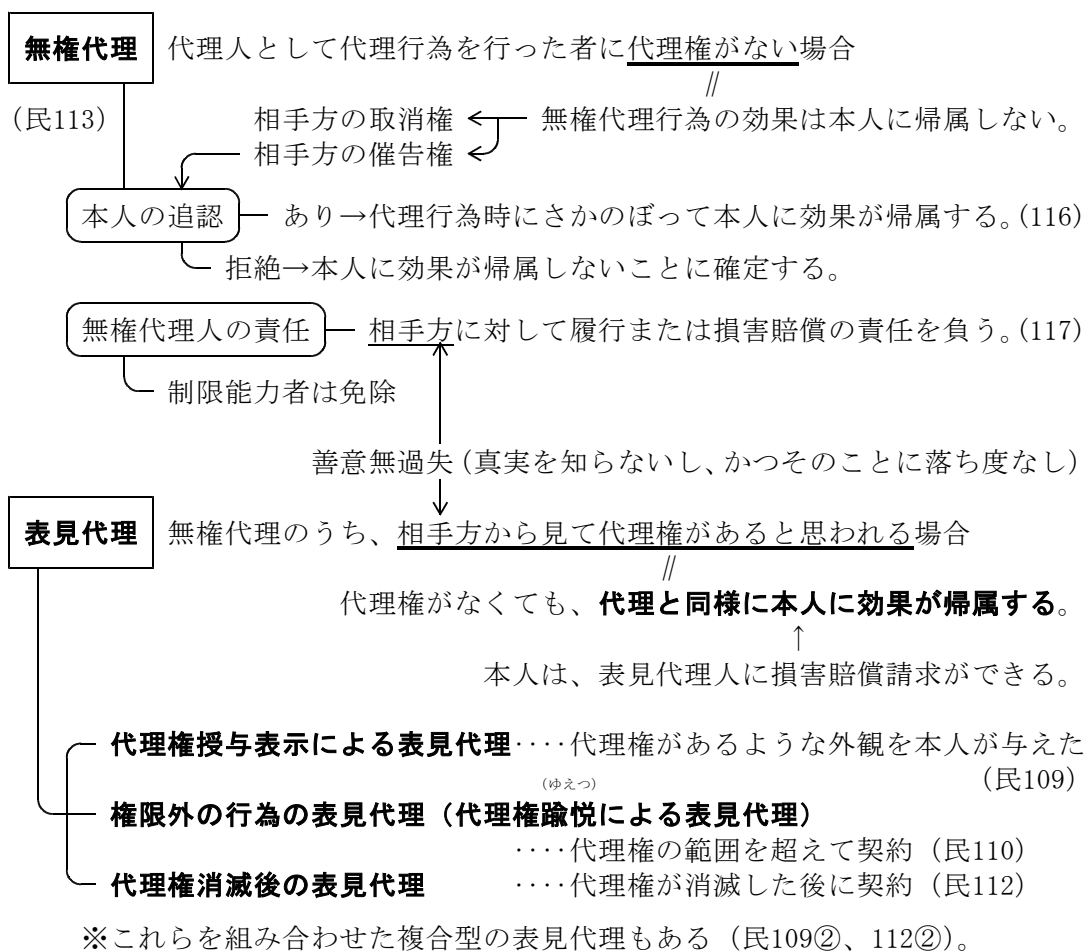
●代理人の行為能力（民102）



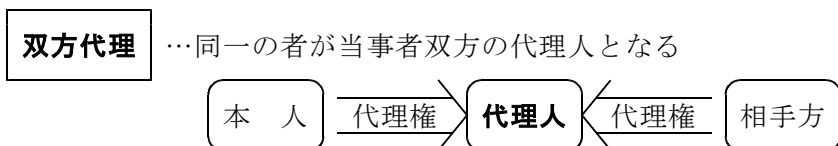
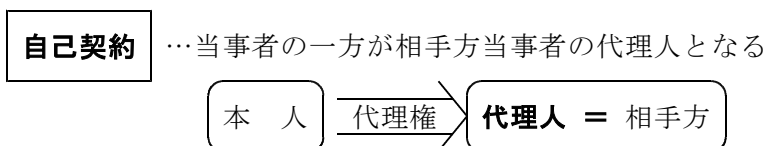
●代理権の濫用



●代理権がない者の代理行為



●自己契約・双方代理の原則禁止（民法108）



事実上、代理人が1人で契約することになり、本人または当事者の一方の利益が不当に侵害されるおそれがある。

原則禁止

※不当侵害の恐れのない場合は禁止されない。
（例）債務の履行、本人があらかじめ承諾した場合

無権代理となる

●代理と類似する制度

	意 味	代理との違い
代 表	観念的な存在でしかない法人が契約等を行う際、実際に意思表示を行う自然人（代表者、機関）	代理人の行為の効果が及ぶ代理とは異なり、法人の機関として代表が行う行為は、法人自体の行為となる。
使 者	本人の完成した意思表示を単に相手方に伝達したり、あるいは単に相手方に表示して意思表示を完成させる者	代理人が意思決定を行う代理と異なり、使者は意思決定をせず、本人がした意思決定の伝達または表示をするにすぎない。
間接代理	問屋のように、他人の*計算で自己の名でする法律行為 *計算＝会計計算、要するに金銭的な損益の帰属	代理行為の効果が直接本人に及ぶ代理と異なり、法的な効果はいったん問屋等に帰属し、それが改めて注文者等に移転する。

法律用語：問屋（といや）…自己の名をもって他人のために販売または買入をすることを業とする者のこと（商551）

（例）証券会社、商品取引所会員など

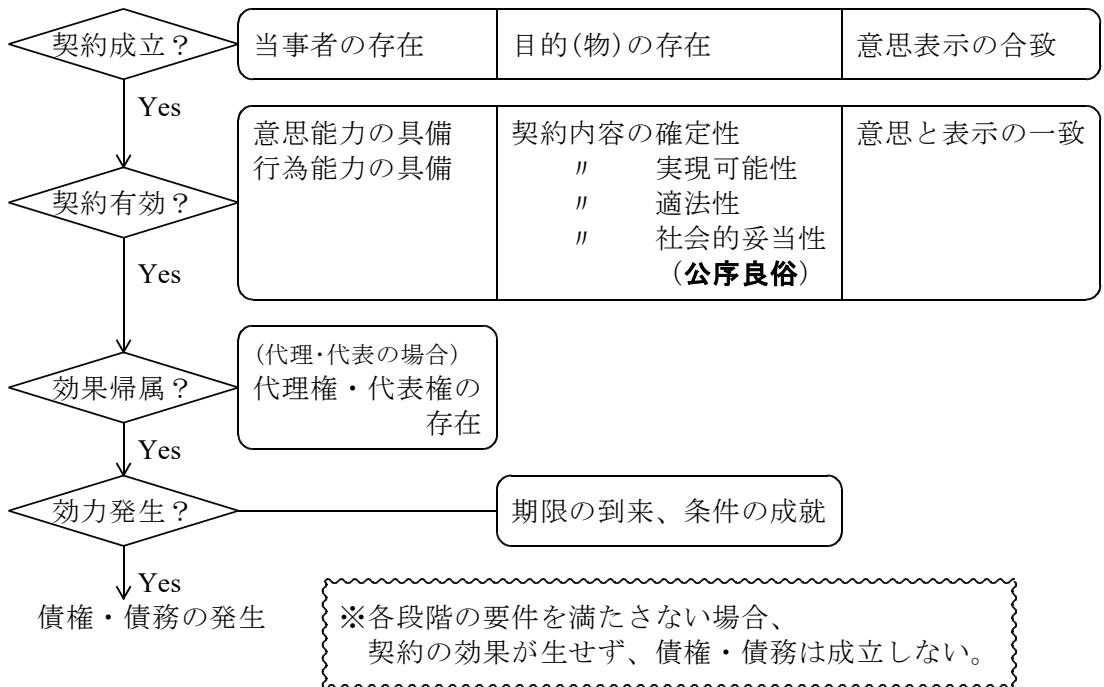
一般用語：問屋（とんや）…卸売商のこと

問屋（とんや）≠問屋（といや）

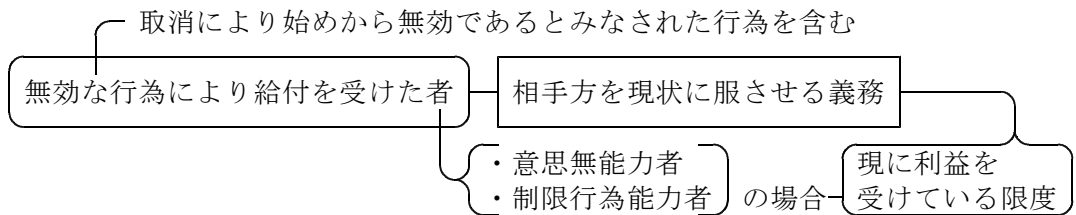
V 契約の効力の発生

1 契約が取消しまたは無効の対象となる場合

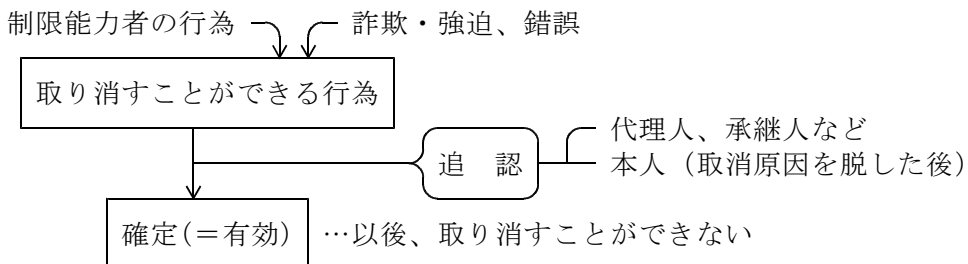
●契約の効果発生に関する諸要件



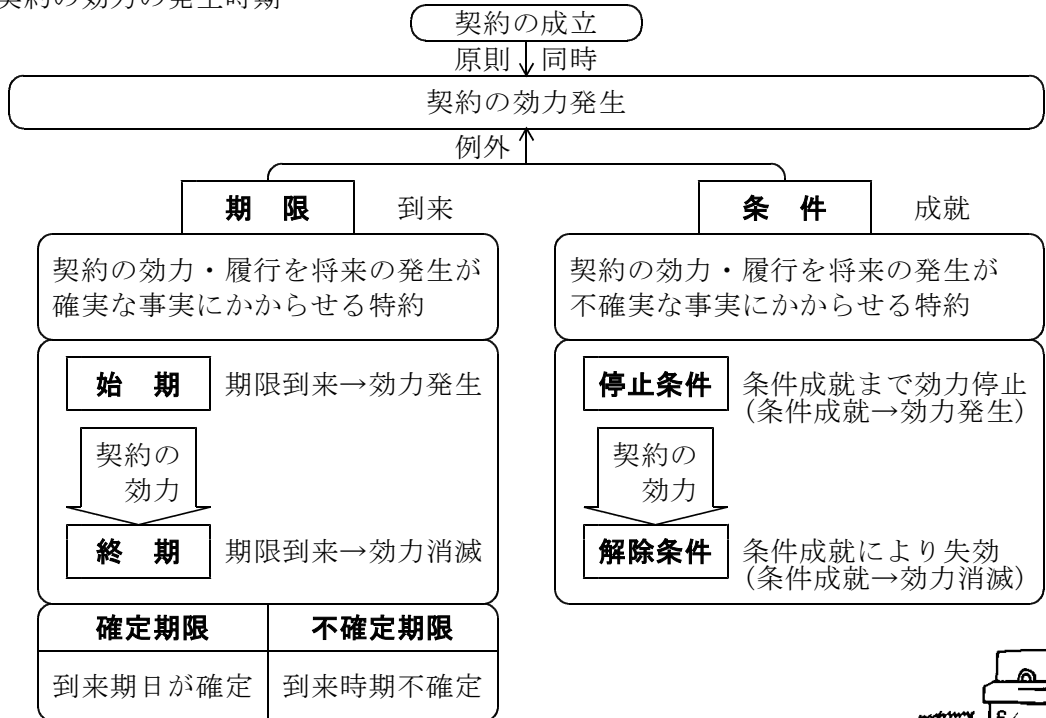
●無効と取消しの効果（原状回復義務：民121の2）



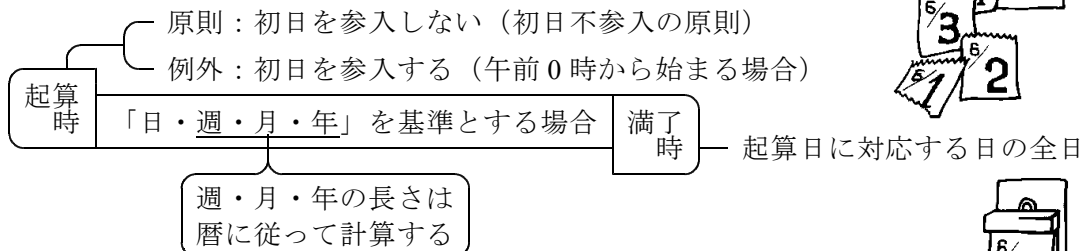
●取り消すことができる行為の追認（民122）



2 契約の効力の発生時期



● 期間の計算方法 (138 ~ 143)



例) 6月1日から5日間 → 6月6日夜中の12時に満了
 6月1日午前0時から5日間 → 6月5日夜中の12時に満了

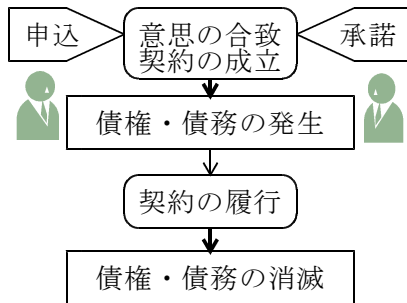
期限の利益

期限によって享受できる利益。債務者のための制度と推定できる(民136①)が、破産など債務者の資産状況が極度に悪化した場合などには、期限の猶予なく、債権者は債務者に直ちに請求できる（期限の利益の喪失）

↑ 期限の利益は放棄できるが、
これによって相手の利益を害することはできない。

第3節 契約成立後の法律関係

I 売買契約の効果と債務の履行



I

- 1) 売買契約成立の効果（債権債務の発生）
- 2) 債務の履行（弁済の提供）
- 3) 履行の強制と受領遅滞

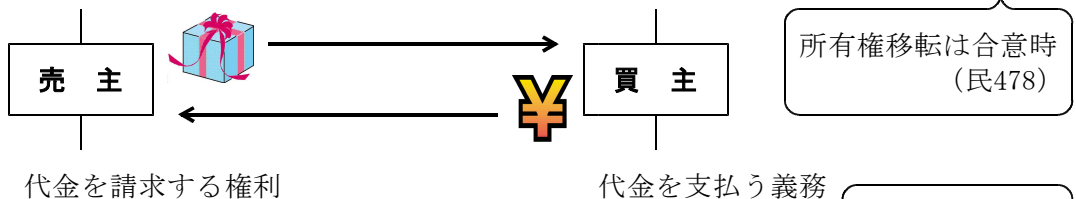
II

- 1) 債務不履行責任
- 2) 契約の解除
- 3) 契約不適合責任
- 4) 危険負担

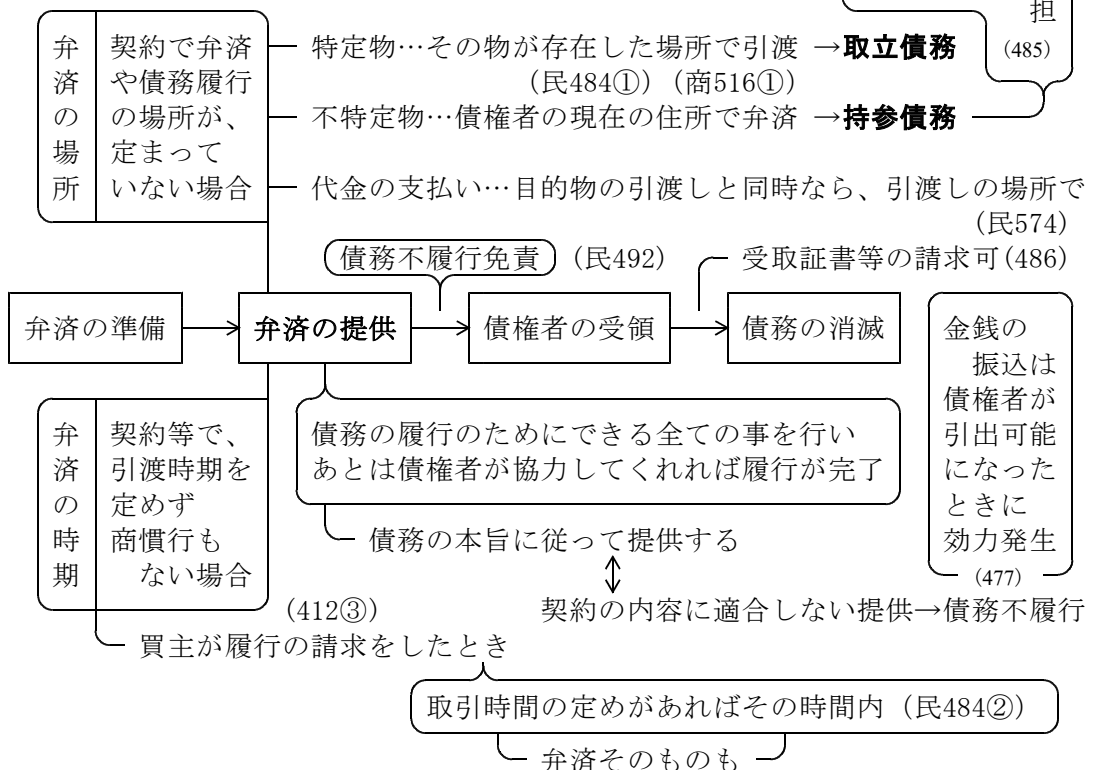
1 売買契約成立の効果

目的物を引き渡し義務

目的物の引き渡しを請求する権利



2 債務の履行＝弁済の提供…債務をその本旨に従って履行すること

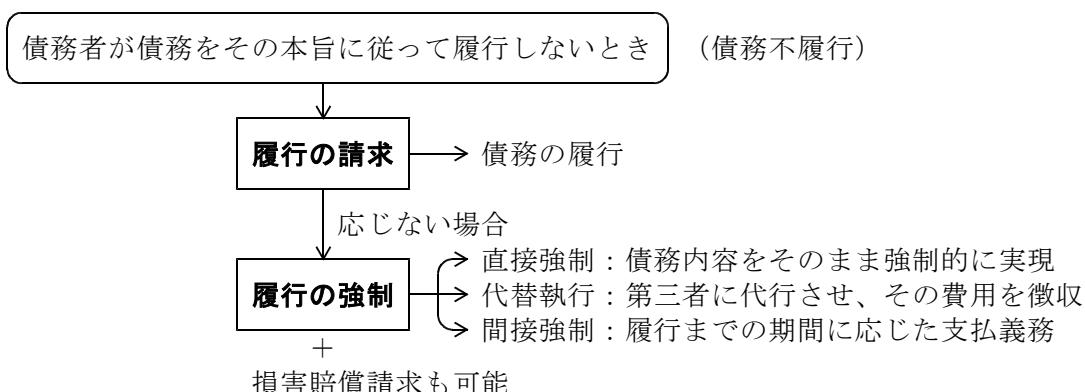


● 売買目的物の検査等

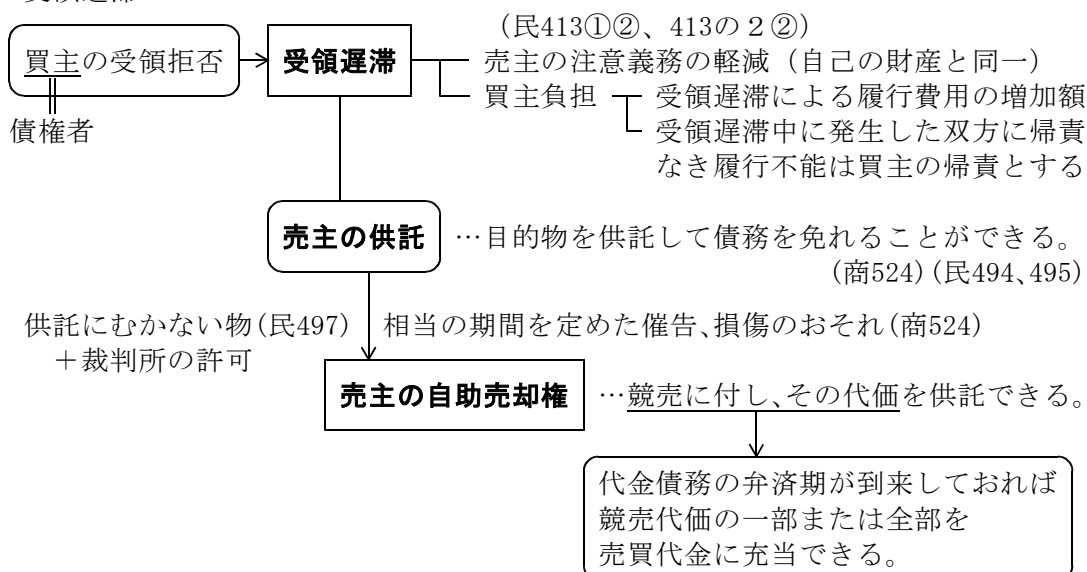
買主の検査義務・通知義務 (商526)	商人間の売買では、買主は受領後遅滞なく検査して、目的物に契約不適合を発見したときは、直ちに通知しなければ、これを理由に契約を解除したり、代金の減額を請求することができない。直ちに発見することができない契約不適合であっても、6ヶ月以内に発見し、発見後直ちに通知しないときは同様とする。
買主の目的物保管・供託義務 (商527、528)	検査の結果、契約不適合により買主が契約解除をした場合、原状回復義務を負い(民545)、返還義務が生ずるが、売主が、同一市町村内にないときは、売主の費用で保管・供託するか、裁判所の許可を得て競売し、その代金を保管・供託できる。

3 履行の強制と受領遅滞

(1) 履行の強制 (民414、民事執行法)

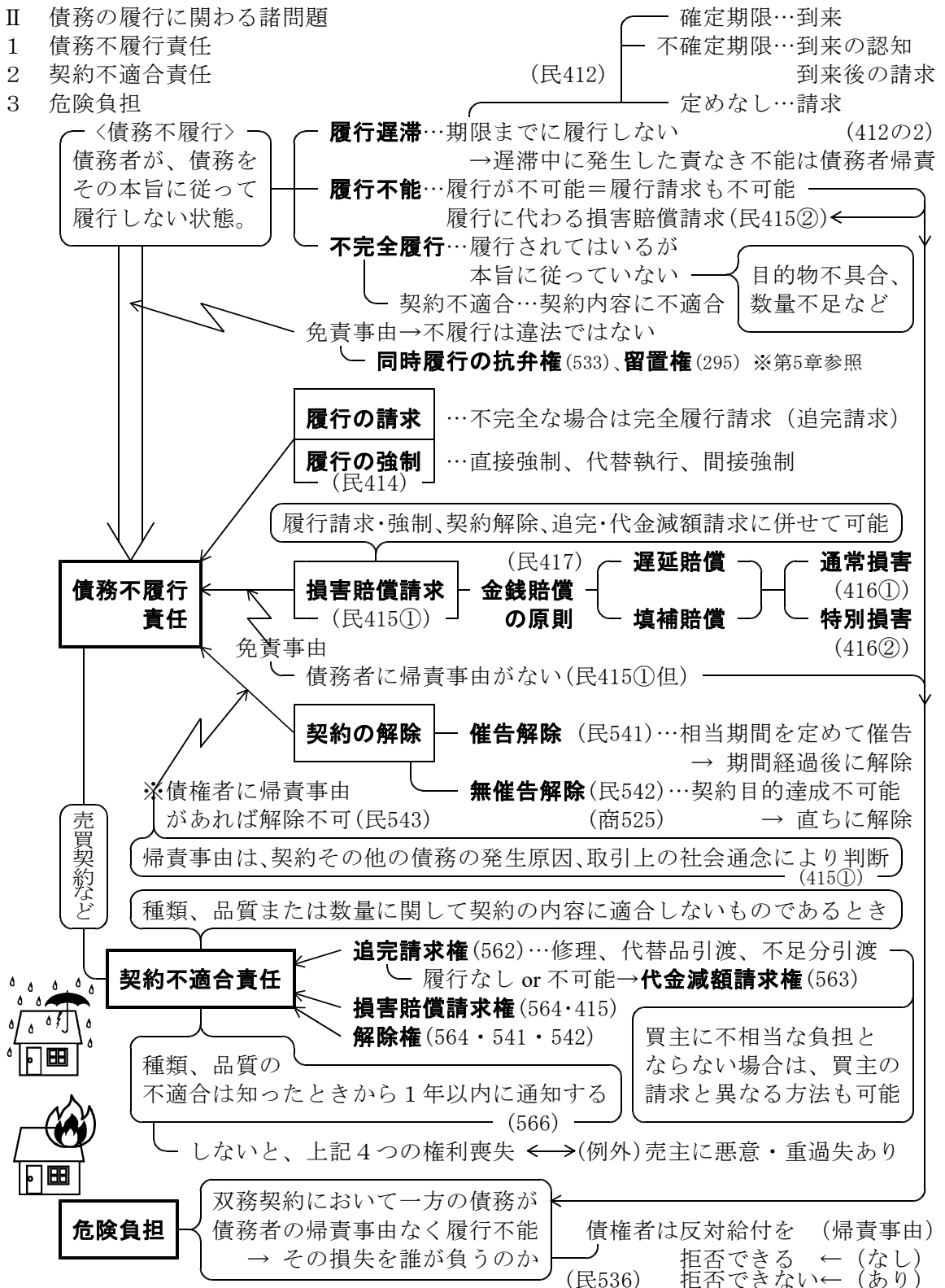


(2) 受領遅滞



II 債務の履行に関わる諸問題

- 1 債務不履行責任
- 2 契約不適合責任
- 3 危険負担



●債務不履行による損害賠償請求

損害賠償の方法（**金銭賠償の原則**）（民417）

原則として、損害を金銭に見積もって行う

履行遅滞	遅れたことによる損害 ・物を利用できなかったことによる損害 ・金銭債務の場合は遅延利息 (遅延賠償)	追完可能	不完全履行
履行不能	債務が履行されたら得られたであろう利益 ＝給付の内容そのものの価値 (填補賠償)	追完不可能	
損害（賠償）の内容			

損害賠償の範囲（賠償する損害の範囲）

通常損害（416①）	特別損害（416②）
通常生ずべき損害	特別の事情によって生じた損害であって <u>当事者がその事情を予見すべきであったもの</u>
損益相殺（417の2）	過失相殺（418）
不履行による損失額 相殺 不履行による利益額 損失額－利益額＝賠償額	不履行による損失額 相殺 債権者の過失割合相当額 損失額－債権者過失分＝賠償額

金銭債務の特例

（419）

- ①損害賠償額は、遅延利息で計算する（原則は法定利率）
- ②損害の証明は不要
- ③不可抗力の抗弁は不可

違約金（損害賠償額の予定）

（420）

- ①当事者は、債務不履行による損害賠償の額を予定することができる
- ②賠償額の予定は、履行の請求または解除権の行使を妨げない
- ③違約金は、損害賠償額の予定と推定する

発生損害額に拘わらず
予定額で賠償する

第4節 売買以外の契約形態 … 有償契約については、売買の規定が準用される(559)

I 貸借型の契約

1 消費貸借契約

<消費貸借契約とは>

当事者の一方が種類、品質および数量の同じ物を返還することを約して相手方から金銭その他の物を受け取ることによって効力が生じる契約

(民587)

書面とする消費貸借契約は諾成契約とすることができる

(民587の2①)

特約なく、借主に利息請求できない

(民589①)

利率の約定なければ法定利率

(民404)

企業(商人)間の金銭消費貸借では、利息の約定がなくても利息請求可能

(商513①)

現在、最も一般的に行われてるのは、利息付きの金銭消費貸借契約

●消費貸借契約の債務不履行

利息と元本を毎月分割払いの場合、1回でも期限に遅れれば、**債務不履行**

その回の分だけでなく、債務の残額**全ての期限の利益を失う特約**が一般的

●利息・利率の制限

		利 率	超過の場合の処置
貸金業法(42)		年109.5%(一日0.3%)	消費貸借契約自体が無効
出資法 (5条)	貸金業者	年109.5%(一日0.3%)	10年以下拘禁または3,000万円以下罰金
	一般		5年以下拘禁または1,000万円以下罰金
	貸金業者	年20%	
利息制限法(第1条) (貸金業法による準用:12⑧1)		年20%(10万円未満) 年18%(10~100万円) 年15%(100万円以上)	上限を超えた利息契約は無効 (利息制限法1条)

●総量規制(貸金業法13の2②) ※銀行の貸付けは対象外

貸金業者が、個人を相手方として金銭の貸付けを行う場合

相手方の年収等の1/3を超える額の貸付けは、原則としてできない。



個人事業主の事業資金借入れについて

返済能力があると認められれば、総量規制は適用除外
100万円以下の場合には、より簡易な手続きで借入可能

2 賃貸借契約

(1) 不動産賃貸借契約の特殊性

<賃貸借契約とは>

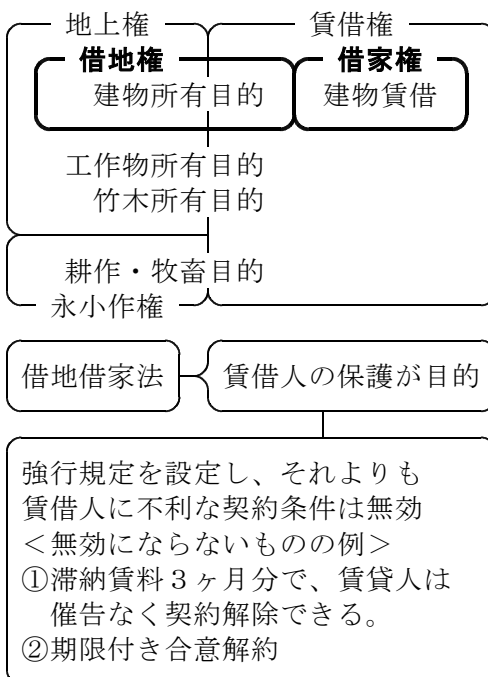
賃貸人が賃借人に、目的物を使用・収益させ、対価として賃借人が賃料を支払うことを約する契約 (民601)

(注)
地上権としての
借地権は、一部
の規定が異なる。

●賃貸目的物と適用法律

賃貸目的物	適用される法律
動 産	民法
建 物 土地(建物所有目的)	民法、借地借家法
農 地	民法、農地法

●不動産の賃貸借契約と借地借家法



●特殊な不動産賃貸借契約

- ・一時使用の土地・建物の賃貸借では、借地借家法の適用が一部制限される。

建物について

- ・定期建物賃貸借、定期借家 (期間満了により、更新なく契約終了)
- ・土地収用法や都市計画法などにより、将来の土地収用や区画整理が明らかな場合、その土地上の建物
→実施時までに限って賃貸借できる

※旧法上の契約は、旧法が適用される。

(2) 賃貸人と賃借人の義務

賃貸人の義務	賃借人の義務
①目的物を使用収益させる(貸す)義務 ②目的物についての修繕義務 ③賃借人が目的物の修理や改良などに支出した費用についての償還義務 (民601) (民606①) (民608)	①賃料を支払う義務 (民601) ②目的物の 善管注意義務 (民400) ③返還時の原状回復義務 (民616、598)

(3) 賃借権の対抗要件

賃借権の対抗要件

…賃借権の登記 ←実際上は困難(賃貸人に登記協力義務なし)

↓緩和

借地権の対抗要件

…**借地上の建物の登記** (借地借家10) ←賃貸人の協力不要

借家権の対抗要件

…賃貸目的**建物の引渡** (借地借家31)

(4) 借地契約・借家契約で授受される金銭

	意 味	ポイント
敷 金 (民316、622の2)	不動産、特に建物の賃貸借に関し、賃借人の賃料その他の債務を担保する目的で、賃借人から賃貸人に支払われる金銭	明渡時に賃借人に返還されるが、滞納賃料や原状回復費用の未払いがあれば、敷金から差し引かれる
権利金	賃貸借契約に際して、賃借人から賃貸人に支払われる金銭	権利設定の対価（礼金ともいう）として賃借人に返還されない趣旨で授受されるものが大半
保証金	ビルなどの賃貸借契約において、賃借人から賃貸人に支払われる金銭	授受される趣旨は様々（権利金的なもの、敷金的なもの、年限に応じて償却するものなど）
更新料	期間満了後も賃貸借契約を更新することの代償として、賃借人から賃貸人に支払われる金銭	
立退料	借地あるいは借家の明渡に際して賃借人から賃借人に支払われる金銭	借家契約の解約申入れや借地契約・借家契約の更新拒絶の際に「正当事由」を補完するものとして、提供されることが多い

(5) 賃貸借の期間

民法の賃貸借	期間：最長50年まで（更新可能）	(民604)
--------	------------------	--------



借地借家法	借 地 権（借借3, 4）		借 家 権（借借26, 29）	
	約定期間なし	約定期間あり	約定期間なし	約定期間あり
存続期間	30年	30年以上		最短1年 → 未満のもの
最初の更新後	20年	20年以上	期間の定めのないものとする ← 期間の定めのないものとする → 解約の申し入れで契約を終了できる	
2回目以降	10年	10年以上		

● 定期借地権

	事業用借地権 (借地借家23)		建物譲渡特約付 借地権(借借24)	定期借地権 (一般)(22)
存続期間	10年以上30年未満	30年以上50年未満	30年以上	50年以上
更 新	更新しない	更新しない（要特約、特約ないと普通借地権扱い）		
契約方式	公正証書に限定		自 由	書 面
契約目的	専ら事業の用に供する建物所有のため		自 由	自 由

※定期建物賃貸借等(期間の定めを書面で行う：借地借家38)もある。

(6) 賃貸借契約の更新

更新される場合	借地契約	①当事者の合意による更新 ②借地権者の請求による更新 ③借地権者の使用継続による法定更新	①建物がある場合に限る。 ②借地権設定者が遅滞なく意義を述べれば、更新拒絶できる。 (正当事由が必要)
	借家契約	①更新しない旨の通知がない場合の法定更新 ②借家人が使用を継続している場合の法定更新	借家権設定者からの更新拒絶は、 ①6ヶ月前までに、 ②正当事由をもって行うことが必要。

※貸主側の
正当事由
の判断

双方の土地建物の使用を必要とする事情、
借地借家の従前の経過および土地の利用状況
ならびに立退料などを総合的に考慮

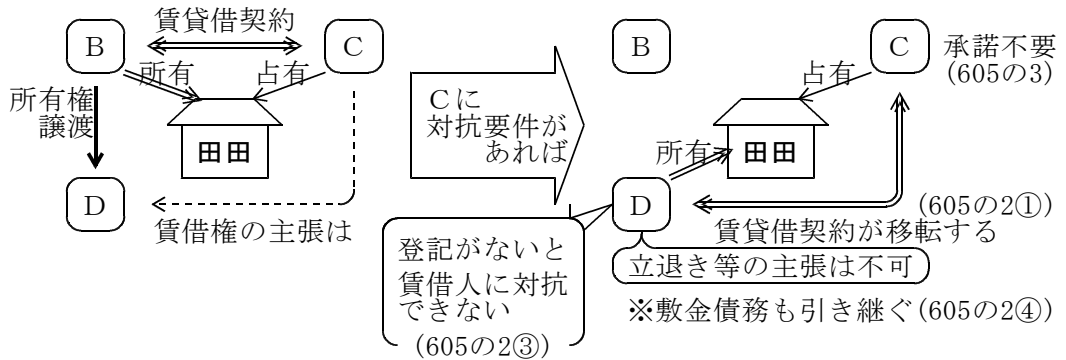
(7) 賃貸借契約の終了

賃貸借契約の終了		
賃借人の義務と権利		
賃借物の 返還義務	賃借人は賃貸借契約終了後、賃貸人に賃借物を返還する（民601）	
	原状回復 義務	賃借人は、賃借物を受け取った後に生じた損傷があれば 賃貸借終了時に、原状に復する義務を負う（民621）
	収去義務	賃借人は、賃借物を受け取った後に付属させたものを 賃貸借終了時に、収去する義務を負う（民621・599①）
費用償還 請求権 （民608） （放棄の 特約も 有効）	賃貸借期間中に支出された費用（必要費と有益費）の償還請求権	
	必要費	支出した全額を、直ちに、償還することを請求できる。
	有益費	賃貸借契約終了時に、「賃借人の支出金額」か「現存増加額」 のいずれかを選択して、償還を請求できる。
建物買取 請求権	借地上に借地人が建物を建てて、借地契約が終了時にそれが残存して いる場合、時価での買取を請求できる。 （借地借家13）	
造作買取 請求権 （借借33）	借家契約において、賃貸人の同意を得て設置した <u>造作</u> について、 時価での買取を請求できる。	
	※特約による排除は可能	
建物に付加された借家人の所有物 で建物の使用に便益を与えるもの		

建物に付加された借家人の所有物
で建物の使用に便益を与えるもの

(8) 賃貸不動産の譲渡

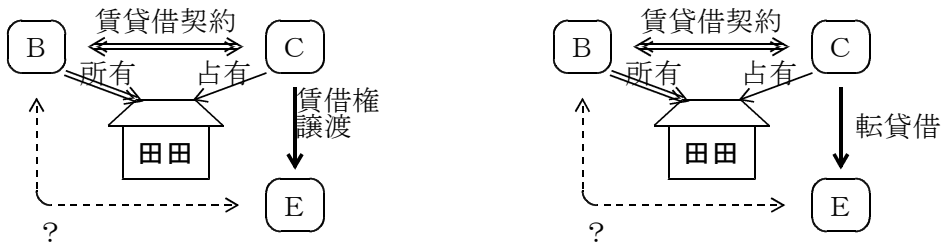
賃貸不動産が、賃貸人から第三者に譲渡された場合、賃借人は賃借権を、その第三者に主張できるのか？



(9) 賃借権の譲渡、賃貸目的物の転貸

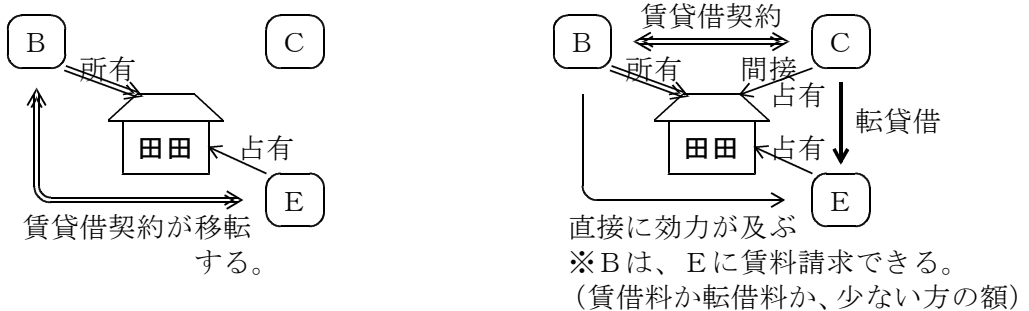
賃借権の譲渡および転貸の制限

- ・賃借人は賃貸人の承諾を得ずに、賃借権の譲渡・賃借物の転貸ができない。
- ・無断の譲渡・転借の場合、賃貸人は賃貸借契約を解除できる。(民612①②)



賃貸人の承諾があれば、賃借権の譲渡・賃借物の転貸は有効となる。

賃貸人に対する背信行為とならないような特段の事情があれば、賃貸人の承諾がなくても、賃借権の譲渡・賃借物の転貸は有効となる。



II 労務型の契約

1 請負契約

＜**請負契約**とは＞

請負人がある仕事を完成させることを約し、
注文者がその仕事の結果に対して報酬を与えることを約する契約 (民632)

契約の成立	当事者間の合意(民632) (※建設工事は書面作成義務:建設業法19)
請負人の義務 と他人の使用	契約に定められた仕事の着手、完成義務(民632) ・下請人などの使用も可能 (※建設業法では 一括下請 は禁止:22)
報酬の支払い	仕事の完成後、引渡と同時に(民633) ※受給権は契約時に発生 ・請負の解除または注文者の責めにより仕事が完成できなかった場合でも、既にした仕事により、注文者が利益を受ける部分があれば、請負人はその割合に応じて報酬を請求できる(民633)。
注文者による 契約の解除	・債務不履行(着手なしや期限内完成不可能確定)による解除 ・仕事完成前は、いつでも損害を賠償して解除できる(民641)。
請負人の 契約不適合 責任	売買の契約不適合責任に関する規定を準用(559) ← 有償契約 ※注文者の提供した材料や注文者の与えた指図による 種類または品質の不適合については、責任をとらない(民636)

2 委任契約

＜**委任契約**とは＞

委任者が受任者に、法律行為や事務の処理を相手に委任し、
受任者がこれを承諾することによって成立する契約 (民643、656)

契約の種類	法律行為 →委任 (民643) 事務の処理→準委任(民656) ※法律上の効果に違いなし
受任者の義務	委任者のために 善管注意義務 をもって委任事務を処理(民644) ※当事者の信頼関係からくる義務なので無償委任でも同じ
報酬の支払い	特約がなければ、受任者は報酬を請求できない無償契約 (民648) 商人の営業行為であれば、特約なくして有償契約になる (商512)

3 寄託契約

<寄託契約とは>

当事者の一方(寄託者)が、物を保管することを相手方に委託し、相手方(受寄者)がこれを承諾することにより成立する契約 (民657)

有償寄託契約の場合

品物の保管に付き**善管注意義務**を負う (民400)

無償寄託契約の場合

受寄者が商人の場合 (商593)

受寄者が商人以外の場合 (民659) 自己の財産に対するのと同じ注意義務

特約なき場合は無償契約(民665、648)

※その者の具体的な注意能力に応じる

●消費寄託契約

<消費寄託契約とは>

受寄者が、寄託物を消費することができ、契約終了時に、寄託物と種類、品質および数量の同じ物を返還する寄託契約 (657)

金銭消費寄託契約

例) 銀行への預入れ(預金)

金銭消費貸借契約

例) 銀行からの貸付け

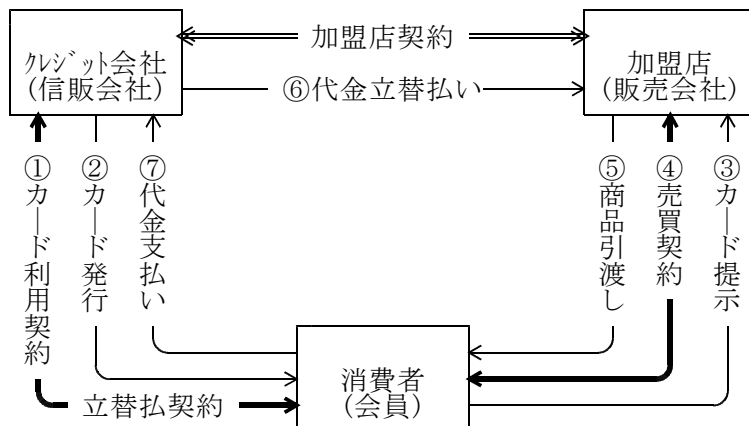
(参考) 預貯金契約における消費貸借契約の規定の準用

		消費貸借契約 (578)	預貯金契約	消費寄託契約 (666)
返還時期 定めなし	貸主・ 寄託者	いつでも相当期間を 定めて返還請求可能 (591①)	(666③ →591①)	いつでも返還請求可能 (662①)
	借主・ 受寄者	いつでも返還可能 (591②)	(666③ →591②)	いつでも返還可能 (662③)
返還時期 定めあり	貸主・ 寄託者	返還時期より前は 返還請求できない		←いつでも返還請求可能 (662①) ←受寄者に生じた損害を 賠償する必要 (662②)
	借主・ 受託者	いつでも返還可能 (591②) 貸主に生じた損害を 賠償する必要 (591③)	(666③ →591②) (666③ →591③)	やむをえない事由が なければ返還できない (662③)

Ⅲ その他の契約

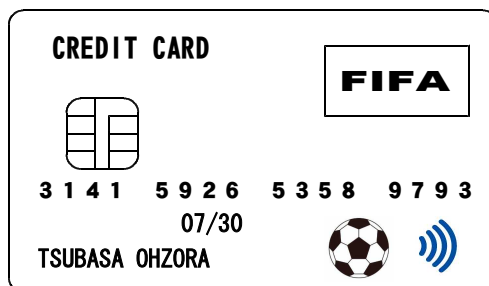
1 クレジットカード契約

消費者は、クレジットカードを提示して売上票に署名するだけで、後日カード会社に対して利用金額を支払うという内容の約束を取り交わし、事業者から物品やサービスの提供を受けることができる



※支払停止の抗弁（割賦販売法30の4）

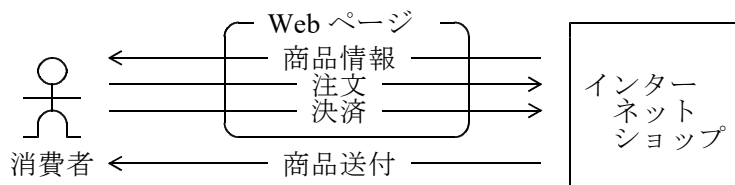
消費者は、加盟店に主張できる抗弁をクレジット会社にも主張できる。つまり加盟店から購入した商品やサービスに問題があった場合、消費者は、それを理由にクレジット会社への代金支払いを拒める。



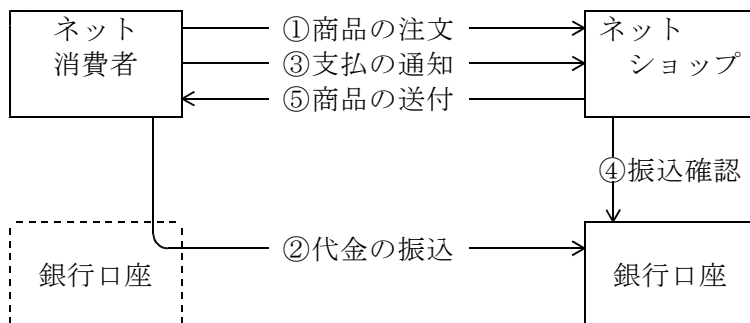
2 インターネットを利用した契約（電子商取引）

（1）インターネットを利用した取引とは

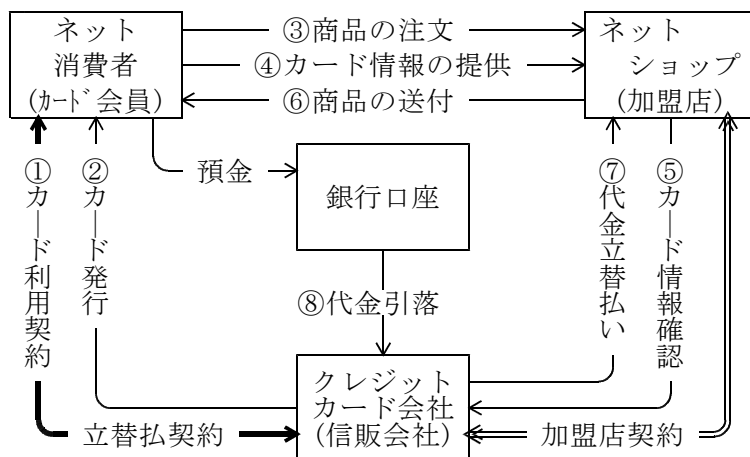
●ネットショップ＝小売：BtoC 型物販モデル



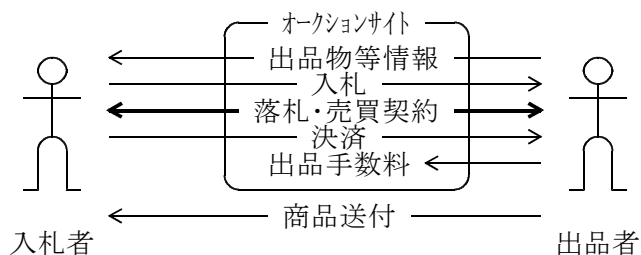
・銀行振込決済



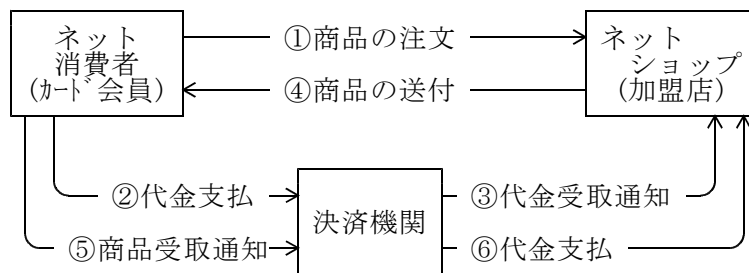
・クレジットカード決済



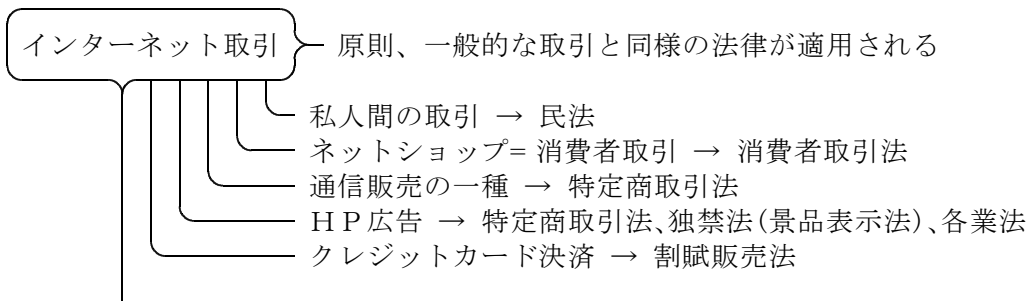
●インターネットオークション



(参考) エスクローサービスによる決済トラブルの回避

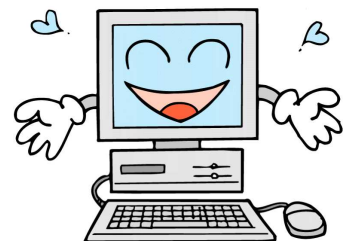


●インターネットと現行法の適用



●電子商取引独自の法規制 … 本人認証や意思表示確認の問題に対応する

電子消費者契約法	＜電子消費者契約及び電子承諾通知に関する 民法の特例に関する法律＞ ・消費者の意思表示の有無を確認することを講じていない事業者は、消費者の操作ミスなどについて、重過失の主張ができない。 → 錯誤による意思表示の取消が認められやすい。 ・承諾通知が受信されなければ契約不成立(民97①)
電子署名及び 認証業務に関する法律	電子署名の認証機関に認定制度を導入 → 信用力を確保する。



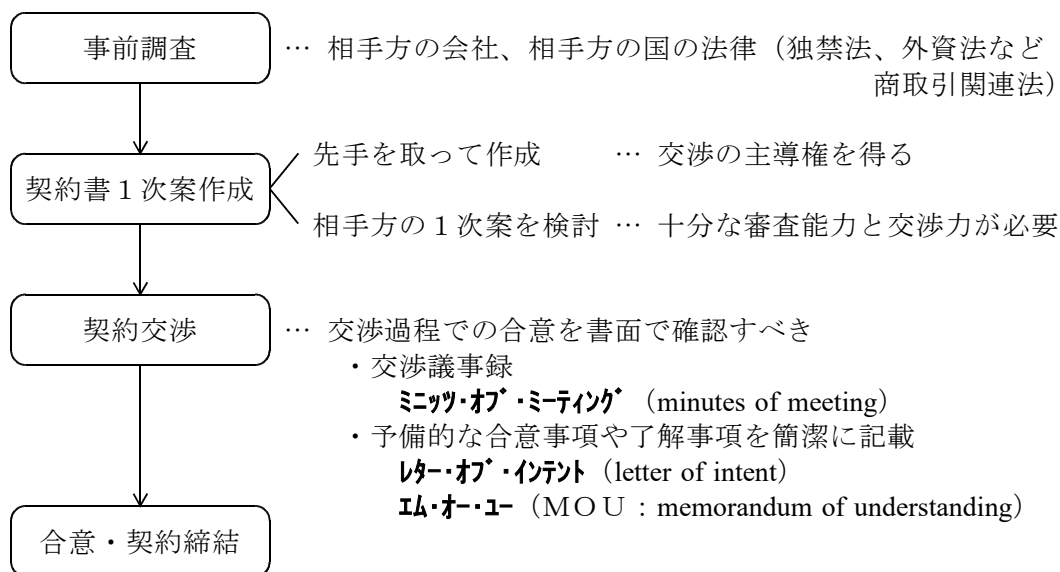
3 国際取引

●国際裁判管轄と準拠法

- ・裁判地…ある国の裁判所に国際的な裁判の管轄があるか（**国際裁判管轄**）は、各国の国内法による。日本では特段の事情がない限り民事訴訟法に従う。
- ・**準拠法**…紛争解決に適用する法（準拠法）は各国の国際私法による。
「**法の適用に関する通則法**」は、**当事者自治の原則**を採用している。
 - ・あらかじめ定めてない場合→契約に最も密接に関連する地の法（**最密接関係地法**）を準拠法とする。
※インターネット取引にも対応

「国際裁判管轄および準拠法の合意」を契約書に明確に記載することが望ましい。

●国際取引と契約書作成



第5節 ビジネス文書の保存・管理

I ビジネスに関わる文書

<文書とは>

文字その他の記号を用いて、思想的意味を可視的に表現している有形物

- 証拠としての文書…自己の主張する事実の証明
- 要式行為としての文書…保険契約や株式会社の定款など

<契約書を作成する理由>

- ①契約書を作成することによって、両当事者が**契約をした事実**および両当事者間の**法律関係が明確**になる。
- ②後日、契約について紛争が生じたときの**有力な証拠**になる。
- ③契約書を作ることによって、**取引を慎重に行う**ようになる。

●文書の分類

原 本	ある目的で作成された文書そのもの	署名・押印があれば、正本・副本とも原本である。
謄 本	原本の全部を写し取ったもの	
抄 本	原本の一部のみの写し	
正 本	特に権限を有する者が原本に基づいて作成した原本の写し	
副 本	正本に対する言葉。 契約書などを2通作成し、当事者が1通ずつ所持するような場合、区別のため1通を正本、他方を副本という。	

I T 化の進展による文書の電子化

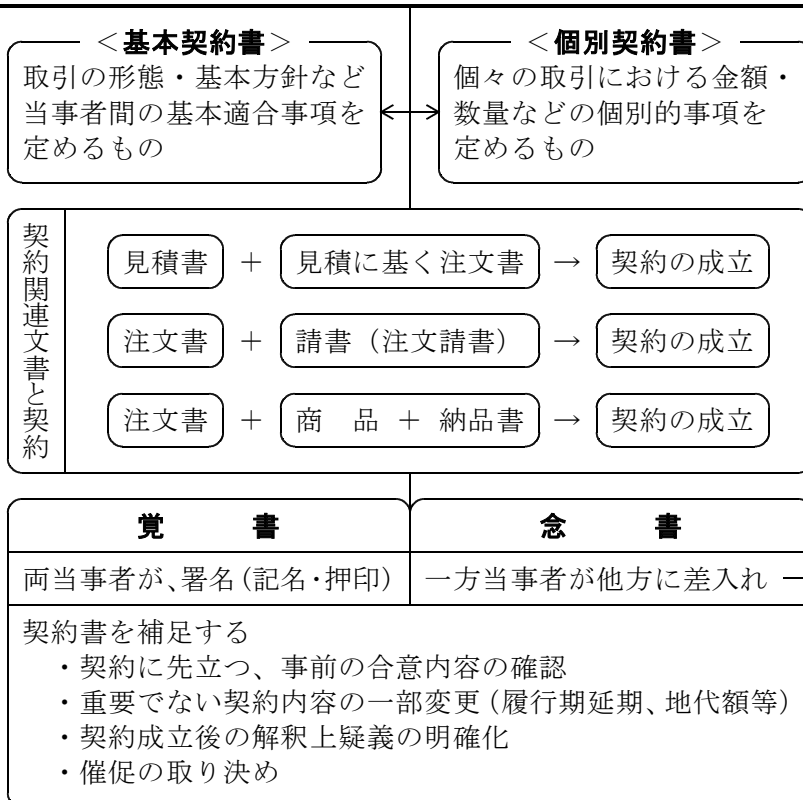
対応する立法

- ◆デジタル社会形成基本法…デジタル社会の形成に関し、基本理念や施策策定の基本方針、国・自治体・事業者の責務、デジタル庁の設置重点計画の作成について定める。
- ◆デジタル庁設置法
- ◆e-文書法（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信技術の利用に関する法律）
…電磁的方法による文書の保存を認める（e文書3）
- ◆I T 書面一括法（書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律）
…デジタル記録の通知を書面交付と認める
- ◆電子消費者契約法（電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律）
- ◆電子署名・認証法（電子署名及び認証業務に関する法律）

II 契約書および契約関連文書

＜契約書は＞

契約の当事者や契約条件その他の契約内容を記載した文書であり、通常契約成立時に作成される。



● 契約書の作成に際し留意する点

- ① 契約の当事者は誰かを明確に定める。
- ② 契約の趣旨・目的を順序よく各条項に構成する。
- ③ 契約の対象・目的を特定する。
- ④ 双方の権利・義務をバランスよく明確に定める。
- ⑤ 期限・履行の定めを明確に記載する。
- ⑥ 紛争の予防措置を定める。
- ⑦ 紛争の場合の協議事項、合意管轄裁判所について定める。



＜収入印紙と契約書の効力＞

- ・ 収入印紙は、印紙税法に基づき印紙の貼付と消印という方法で納税するための納税手段であり、課税文書にこれをしないときは脱税という犯罪となる。
- ・ 印紙税の不納付は、科料、罰金、懲役刑などの対象となるほか、
貼らない場合は印紙税額の2倍の額（合計で3倍）の
消さない場合は印紙税額と同額の過怠税を徴収される。
- ・ 印紙の貼付や消印の有無と、契約そのものの私法上の効力とは無関係である。

●契約書の体裁

収入印紙	基本取引契約書
株式会社A B C製作所(以下、「甲」という)とE F G商事株式会社(以下、「乙」という)は、次のとおり契約する。 (売買の目的物) 第1条 甲は、乙に対し後記表示の商品(品名仕様等は…)を継続的に売り渡し、乙はこれを買受ける。 (納入) 第2条 乙は甲に対し買い受の都度注文書を交付し、… 以上のとおり契約したので、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各自その1通を所持する。 平成○年○月○日 甲(売主) 兵庫県尼崎市… 株式会社A B C製作所 代表取締役 色波 仁歩(印) 乙(買主) 大阪府和泉市… E F G商事株式会社 代表取締役 知里 温雄(印) 連帯保証人 京都府宇治市… 奥山 恭子(印)	

- ←**標題**：契約の内容は、標題ではなく、記載された条項の内容による
- ←**前文**：契約内容と当事者を簡潔に表示
- ←**見出し括弧**：その条文の規定する内容を簡潔に把握するために記載
- } **本文**
- ←**末文**：一般に契約書の作成通数や所持者を記載し、契約書の偽造等がある程度防止する
- ←**日付**：契約締結日として、契約の有効期間の始期として取扱う。契約成立日・効力発生日も別途明記すると紛争予防になる。
- ←**当事者の表示**：必ず明記のこと
記載方法…署名または記名押印
※実務では署名でも押印が通常
- ←**本店所在地・住所の表示**：同名会社、同姓同名者との混同防止

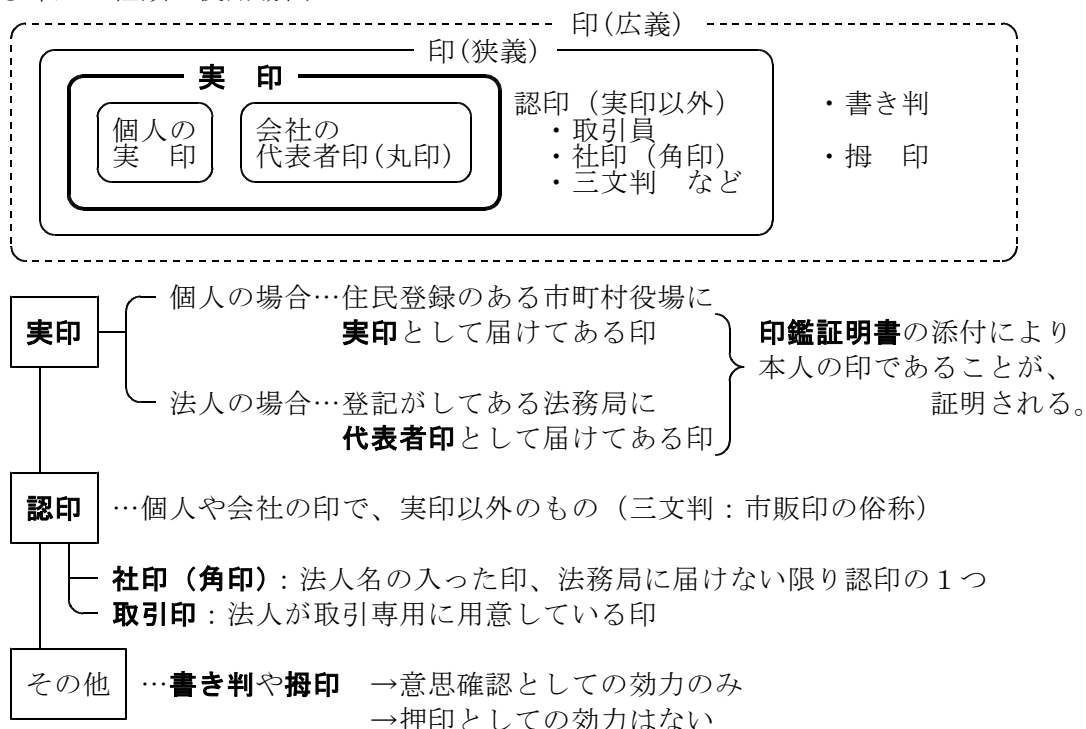
●署名と記名・押印 … 押印は廃止の傾向にあるが、全てではない。

	署 名	記名・押印
意 義	本人の手書きによるサイン(自署)	署名以外の方法(ゴム印やワープロ印字など)で氏名を表示し、印を押すこと
押印の必要性	法律上、署名だけで効力発生するが、実務では署名に併せて押印をすることが多い。	記名押印として、署名と同一の効力が認められるから、押印は必要

●署名・記名の方法

当事者が 個人の場合	- 個人を特定するために住所を書くのが望ましい。 - 契約書には住民票上の氏名を表示するのがよい。 - 個人名には肩書きをつけない。
当事者が 会社の場合	a. 商号の表示…商業登記簿に記載されている商号を記載する。 b. 代表者等の肩書きの表示…必ず代表権がある旨を表示する。 支店長、営業部長等に権限がある場合は当該役職を表示 c. 住所の表示…会社の本店所在地を表示する。 本店の移転登記が未了の場合も新本店を表示

●印鑑の種類と使用場面



●契約書への押印

契約印	契約書等の署名押印欄に押される印	重要な契約については、実印を用い、印鑑証明書を添付する
契 印	1 通の文書が 2 枚以上に渡る場合、その一体性や順序を明示するため、各ページにまたがってする押印	署名(記名)末尾の印鑑と同一のものをを用い、署名者全員が押すのが通常
割 印	2 通以上の文書を作成した場合、それらの関連性を証明するため、各文書にまたがってする押印	署名(記名)末尾の印鑑と同一のものでなくてもよい。
訂正印	文書の文言に加除訂正がある場合にする押印	署名(記名)末尾の印鑑と同一のものをを用い、署名者全員が押すのが通常
捨 印	あらかじめ訂正個所が生じた場合を想定して、文書欄外に押しておく印	文書の訂正は容易となるが、悪用されるおそれもある。
止め印	文書末尾に押し、それ以降の余白に勝手に文字を記入されることを防ぐ	印の代わりに、「以上」「以下余白」と記入することもある。
消 印	収入印紙の流用を防ぐために、印紙と台紙にまたがって押す印	実務上、文書に押した印を用いるが、法令上、その必要はない。(署名も可)

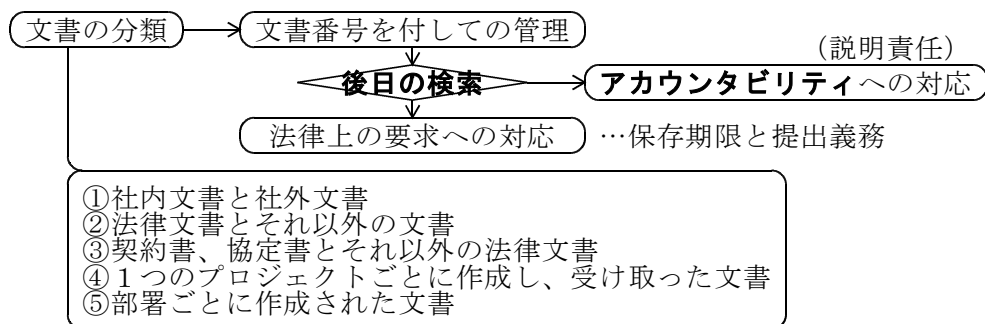
契約印 ↓	契印 ↓	訂正印 ↓	消印 ↓
平成 ○年 ○月 ○日 買主 売主 △ 住所 × 住所 △ 住所 × 住所 △ 住所 × 住所 △ 住所 × 住所 印 印	○印 印	加入 削除 印 式 印 字 字 ・ ・ ・ ・ 四月 式 参 日 ・ ・ ・ ・	第一 収入 条 印紙 印 契 約 書

Ⅲ その他の法律上重要な文書

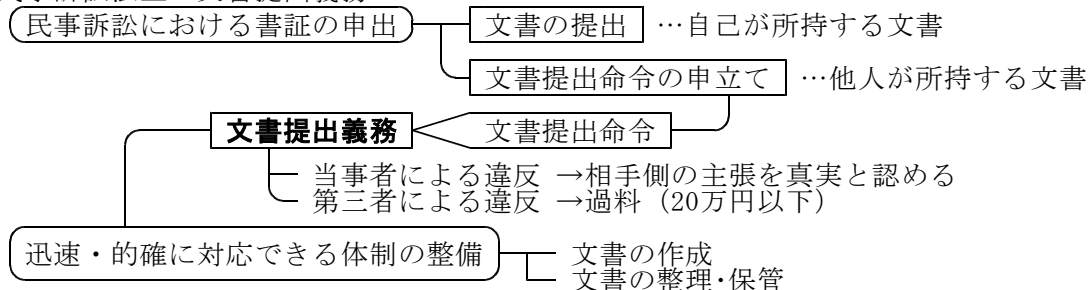
領 収 書	・ 債務の弁済を受領したことを記載した文書 ・ 民法上の受領証書（民486）として扱われる。…電磁的記録も可 ・ 決められた形式はないが、金額のみのレシートでは要件に欠ける。
委 任 状	・ ある者に一定の事項を委任したことを記載した文書 ・ 作成は任意で、決められた要式もないが、委任事項や代理人の指定を空白とする白紙委任状は濫用の危険性があるので避ける。
往復文書	・ 特定の者から特定の者に対する意思伝達の文書 ・ 決められた形式はないが、原則到達時に効力が生じるので、重要なものは、配達証明郵便で送ることが望ましい。 ・ 通知内容が重要なものは、内容証明郵便を利用する。
稟 議 書	・ 会社業務の必要上、提案・報告などを起案して上長に回覧、進達し、最終決定権者の決済を受ける文書 ・ 意思決定の形成過程、責任分担の程度が示され、民事訴訟法上の文書提出命令の対象にもなるので、正確な事実報告や十分な資料添付、利害得失の明快な分析記載などが求められる。

IV ビジネス文書の保存と整理

1 文書管理の方法



2 民事訴訟法上の文書提出義務



3 文書の保存期限

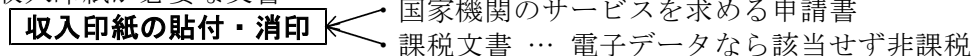
(1) 法令での保存期間

	商法・会社法	金融商品取引法	税法	電磁的記録による保存も可 (処分等の期限)
10年間	会計帳簿 営業に関する重要書類 株主総会議事録(本店)			
7年間			提出文書 や資料	更正や決定の期間制限 (法人税、不正行為)
5年間	株主総会議事録(支店) 計算書類、監査報告・ 会計監査報告(本店)	有価証券届出書 有価証券報告書 内部統制報告書		徴収権の消滅時効
3年間	計算書類、監査報告・ 会計監査報告(支店)	半期報告者 四半期報告書		更正や決定の期間制限 (通常)

(2) 契約書その他の文書保存

- ・契約書および契約関連文書…権利義務関係の消滅以降も、トラブルの可能性がなくなるまでは保存する。
- ・有価証券(手形、小切手、株券など)…権利行使には原本が必要→原本を保存
- ・借用証書や領収書…写しで保存する場合も、さらにコピーで紛失・滅失に備える。
- ・重要な文書…担当部門および責任者を決め、保管場所への搬入後は、担当が責任を持って行う体制の整備
- ・機密文書…厳格な取扱手順、完全に復元できない廃棄処分
- ・裁判所の文書提出命令への対応…いつでも迅速・的確に対応できる整理・保管の体制を整備する。

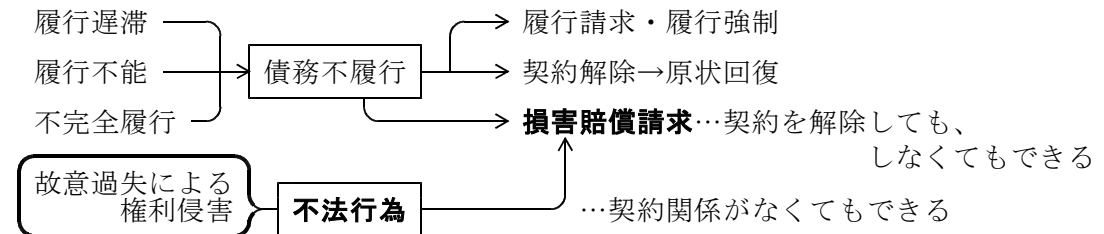
4 収入印紙が必要な文書



第6節 契約によらない債権債務の発生～不法行為・事務管理・不当利得

I 不法行為

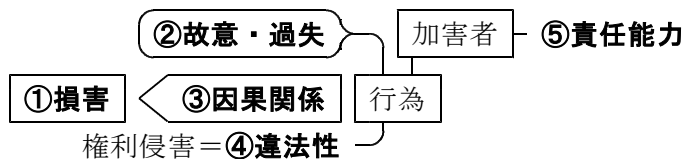
●損害賠償と債務不履行・不法行為



＜不法行為責任(709)＞

故意または過失によって他人の権利または法律で保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

1 不法行為の成立要件



(1) 損害が発生していること

- ・財産的損害
 - 積極的損害…現実に出費された金銭等
 - 消極的損害…得べき利益
- ・非財産的損害—身体的苦痛、精神的苦痛 →慰謝料

(2) 加害者の故意または過失による行為であること

- ・故意…権利等の侵害を認識しながら、あえて加害行為をする意思
- ・過失…損害を予測できたのに、それを避ける注意をしなかったこと

(3) 加害行為と損害の間に因果関係があること

- ・相当因果関係がある場合に認められる(判例)
 - ↳その行為があれば通常そのような結果が発生したであろうと一般的に予見できるという関係

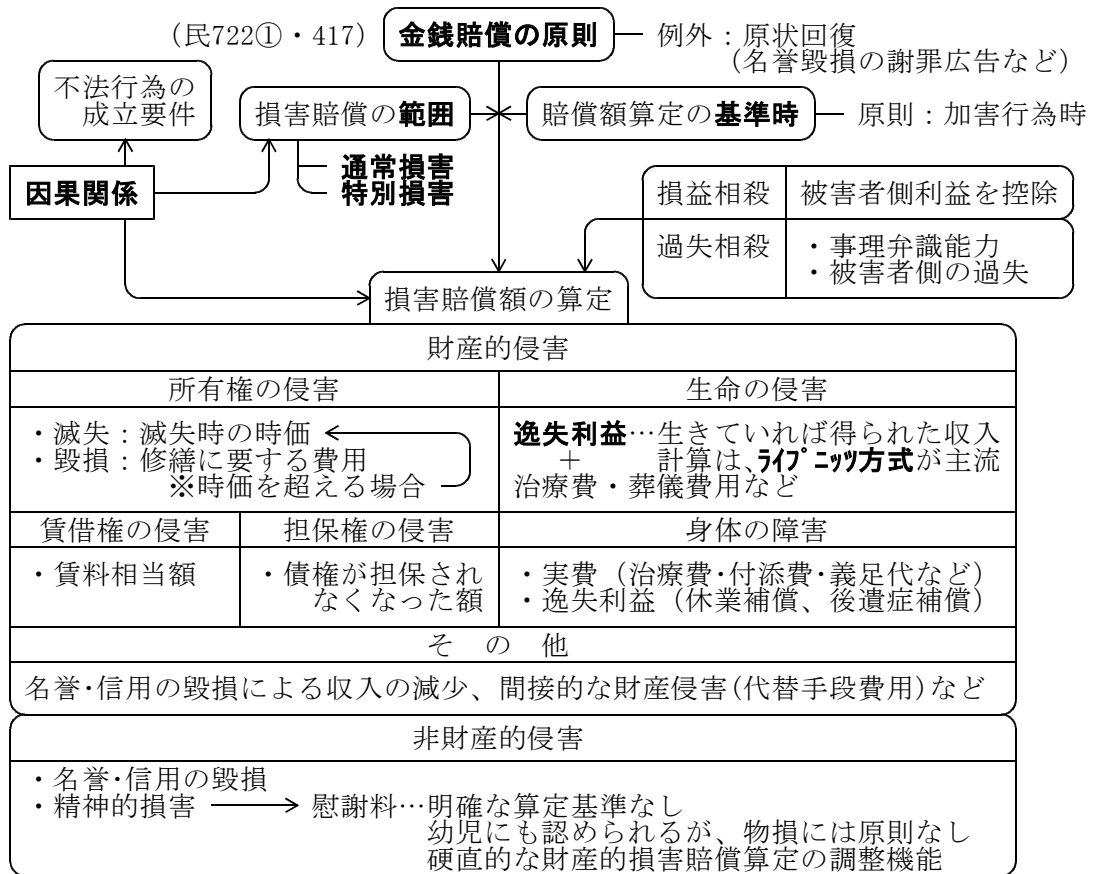
(4) 加害行為が違法であること(違法性阻却事由がないこと)

- ・正当防衛…他人の不法行為に対し、自己等の権利を守るため、やむを得ずした加害行為(民720①)
- ・緊急避難…他人の物から生じた急迫の危険を避けるためにそのものを損傷した場合(民720②)

(5) 加害者に責任能力があること

- ・責任能力…自分のした行為がどのような結果をもたらすか予測でき、かつそれを回避するのに必要な行動をとることができる
精神的な能力(おおむね小学校卒業前後で責任能力取得)

2 損害賠償の方法、範囲および額の算定



3 特殊な不法行為	原 因	責 任 者	証明すべき過失等	
失火責任 (失火法)	失 火	行為者本人	故意または重過失	加害責任軽減
一般不法行為	権利等侵害行為	行為者本人	故意または過失	過失責任原則
監督者責任 (民714)	責任無能力者の行為	監督義務者 代理監督者	(監督義務を怠らなかったこと等を証明→免責)	中間責任／証明責任転換
使用者責任 (民715)	被用者の事業執行上の行為	使用者	(選任・監督上の注意が充分であることを証明→免責)	
運行供用者責任 (自賠法)	自動車の運転	運行供用者	(免責三要素 を証明→免責)	
土地工作物責任 (民717)	土地工作物の瑕疵	占有者	(損害発生防止に必要な注意をした証明→免責)	
		所有者	土地工作物の瑕疵	無過失責任
製造物責任 (PL) (製造物責任法)	製造物の欠陥	製造業者等	製造物の欠陥	
公害の法的責任 (大防法など)	企業の環境汚染等	原因者	健康被害の発生 (因果関係証明責任の転換)	

自動車損害賠償保障法（自賠法）

- ・ 運行供用者（自動車の保有者）は、他人に運転させていても、損害賠償責任を負う。
- ・ 被害者は、自動車の運行によって被害を被った事実のみ証明すればよい。
- ・ 運行供用者は、**免責三要素**を証明しなければ、責任を免れない（自賠法3但書）。
 - ① 自己および運転者が、自動車運行に関し注意を怠らなかった。
 - ② 被害者または運転者以外の第三者に故意または過失があった。
 - ③ 自動車に構造上の欠陥または機能の障害がなかった。

製造物責任法（PL法）

製造物の欠陥により人の生命、身体、財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任（無過失責任）について定める……民法の特別法

●製造業者等の責任の追及 ← ①損害の発生、②欠陥の存在、③因果関係

- ・ 製造物…製造または加工された動産
- ・ 欠陥…製品が通常有すべき安全性を欠いていること
- ・ 製造業者等…製造物を業として製造、加工または輸入した者
 - 製造業者としての氏名等の表示や
 - 製造業者と誤認されるような氏名等の表示をした者
 - 実質的に製造業者と認めることができる氏名等の表示をした者
- ・ 開発危険の抗弁等…引き渡し時点の科学技術水準では、欠陥の認識（予見）が不可能である場合等には賠償責任を免れる。

共同不法行為

（民719）

不法行為の加害者が複数いる場合、各加害者は、連帯して賠償責任を負う

自分の責任負担を超えた賠償分については、他の加害者に**求償**できる。

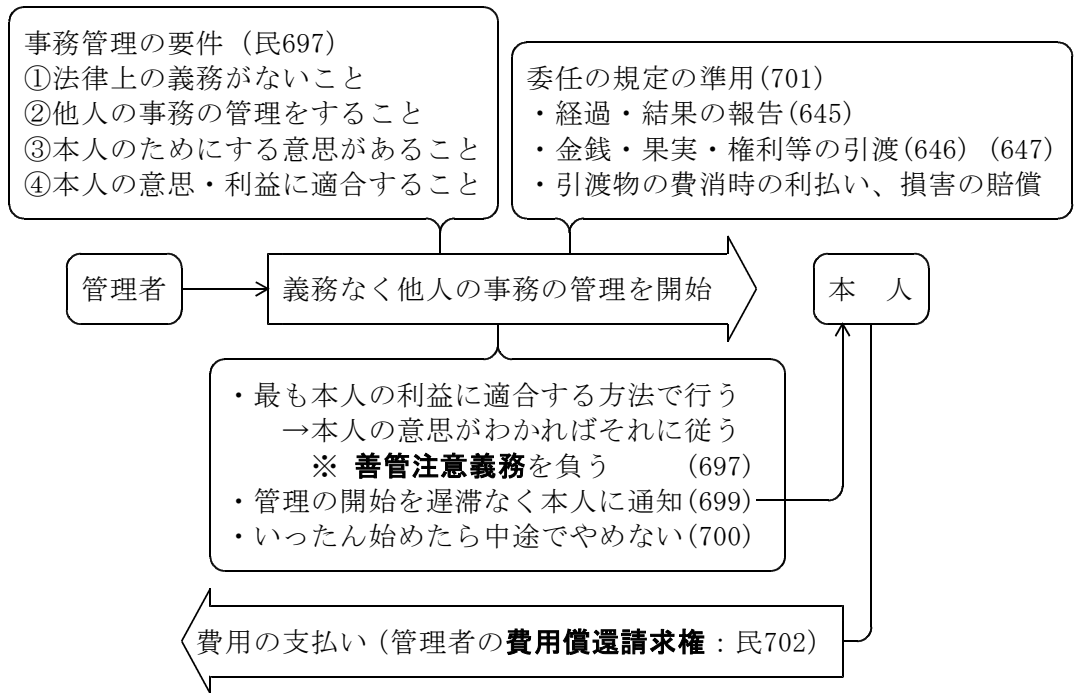
被害者は、1人に対し、もしくは同時または順次全員に全損害の賠償を請求することができる。

4 不法行為による損害賠償と債務不履行による損害賠償

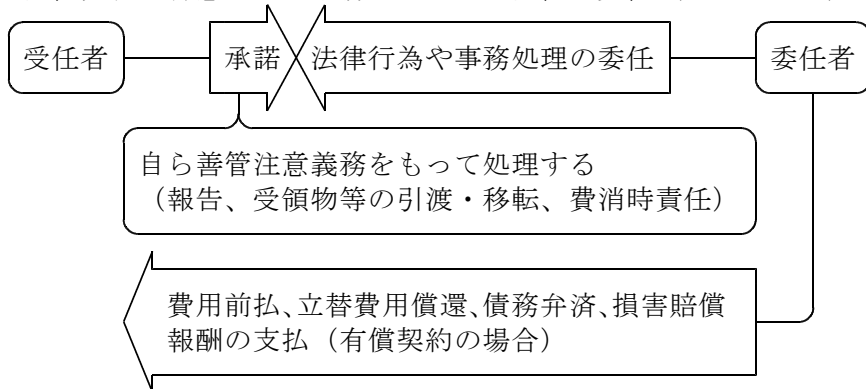
	不法行為	債務不履行
事前の契約関係	不要	必要
主張・証明責任	被害者（債権者）…原告 →加害者の故意過失の存在 ※証明責任の転換 例）使用者責任など 加害者側に証明責任 →自己の過失の不存在	加害者（債務者）…被告 →債務不履行の不存在 （弁済の提供の事実） （故意過失の不存在）
消滅時効	・ 損害および加害者を知ったときから3年（724①） ただし生命身体侵害の場合は5年（724の2） ・ 不法行為の時から20年（724②）	権利行使が ・ 可能である事を知った時から5年（民166①） ・ できるときから10年 ただし生命身体侵害の場合は20年（民167）
金銭債務の特例（遅延損害の発生）	・ 請求がなくても損害の発生と同時に遅滞に陥る（判例） ・ 法定利率に基づく	・ 債務者が履行の請求を受けた時から（民419・412③） ・ 約定利率に基づく、ただし定めなきときは法定利率で

II 事務管理・不当利得

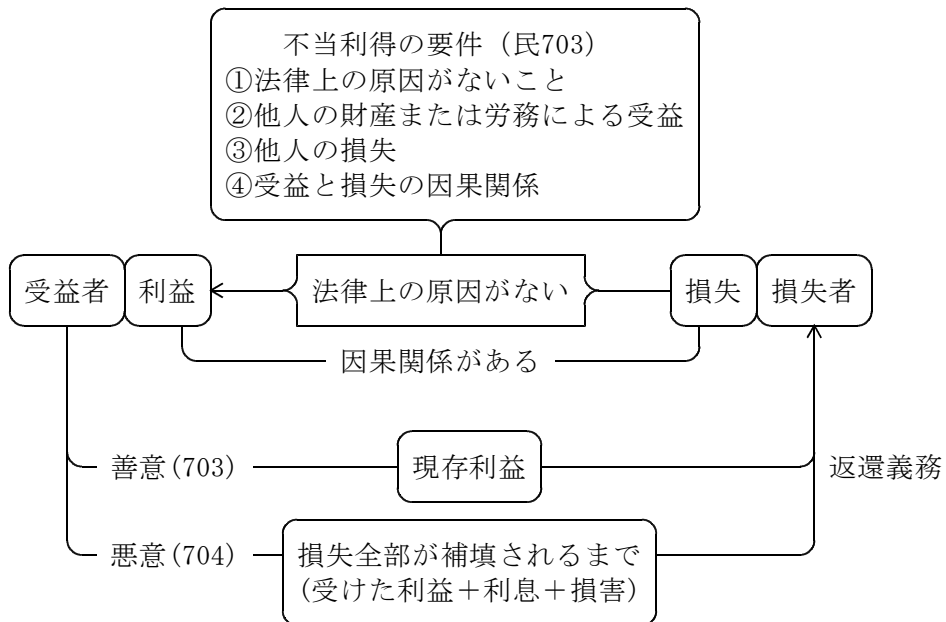
1 事務管理…法的な義務なく他人の事務を管理する場合の法律関係



(比較) 委任契約…合意による事務処理などの委任と受任 (民643～656)



2 不当利得…法律上の原因のない利益の返還義務



不法原因給付（民708）

不法な原因のために給付をしたものは、その給付物の返還請求ができない。

例) 公序良俗に反する契約→無効→原状回復による給付物返還請求→×

(麻薬密売契約→摘発により不履行→前払代金の返還訴訟→請求棄却)

※給付者に不法な原因がない場合は請求できる。

(比較) 不法行為…故意過失による権利侵害についての損害賠償（民709～724）

